

産地パワーアップ事業実務用Q & A（未定稿）  
（平成31年2月27日現在）

注1 事業の要件、補助率、対象者等については、国の最低限の基準を示すものであり、事業メニューによっては、都道府県において要件が定められる場合があること、また、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意。

注2 平成30年3月13日現在版からの変更点は下線部分である。

## 【総論】

(問1) 事業を実施する趣旨いかん。

## 【事業の実施体制】

(問2) 本事業における都道府県と地域協議会等の役割いかん。

(問3) 産地パワーアップ計画が、複数の地域協議会にまたがる場合は、都道府県協議会と地域協議会のどちらが計画を作成すればいいのか。

(問4) 取組主体に対する助成金の支払ルートについて。

(問5) 取組主体助成金の支払いに当たって、都道府県等はどのような確認を行うのか。

## 【都道府県事業実施方針】

(問6) TPPの影響度合に合わせて、都道府県単位で助成金に制限をかけることは可能か。

(問7) 取組主体の考え方いかん。

(問8) 産地の中心となる経営体の考え方いかん。

(問9) 民間事業者も助成対象としてよいのか。

(問10) 民間事業者のうち、大手資本又は大手資本から出資を受けている者も助成対象としてよいのか。

(問11) 都道府県知事が産地パワーアップ計画の承認に当たって、都道府県事業実施方針にポイント制等により透明性の高い方法によりあらかじめ優先順位等の設定を行うこととしているが、どのように設定すればいいのか。

(問12) 都道府県知事が特に認める目標年度の考え方いかん。

## 【産地パワーアップ計画及び都道府県事業計画】

(問13) 産地パワーアップ計画とは何か。

(問14) 産地パワーアップ計画は変更可能か。

(問15) 成果目標（生産コストの10%以上の削減等）は、どの時点と比較するのか。

(問16) 産地パワーアップ計画は、地域協議会の管内で1つ作成するのか。それとも、作物別、地域別に複数の計画を作成することも可能なのか。

(問17) 産地パワーアップ計画に複数の作物を位置付けることは可能か。

(問18) 産地パワーアップ計画に複数の成果目標を位置付けることは可能か。

例えば、①水稲の生産コスト10%以上削減、②野菜（水稲から野菜への作付転換を含む）の販売額10%以上向上、を位置付ける場合は、どのような考え方になるのか。

(問19) 成果目標（生産コストの10%以上の削減等）は、取組主体事業計画ごとに達成する必要があるのか。

(問20) 産地での成果目標（生産コストの10%以上の削減等）の達成状況は、どのように検証するのか。

(問21) 産地の範囲はどのように考えるのか。

(問 22) 「一定のまとまり」とは、どのようなものを想定しているのか。

(問 23) 成果目標を販売額増加とし、「野菜苗」で産地パワーアップ計画を作成する場合、産地の範囲はどのように考えればよいのか。

(問 24) 1 農業者が複数の産地パワーアップ計画に参加することは可能か。

(問 25) 新規で施設を整備する場合、集出荷・加工コスト 10%以上削減は何と比較するのか。

(問 26) 産地パワーアップ計画の「評価結果の反映（実施要領第 17）」について、目標年度の翌年度において、成果目標の達成率が 80%に満たなかった地域協議会等は、次年度以降の事業評価により、同達成率が 80%以上となるまでの間は、本事業に参加できないとあるが、対象品目が異なる場合はどのように対応すればよいのか。

(問 27) 同一品目とはどのような範囲を指すのか（例えば、キャベツと大根は露地野菜として同一品目となるのか。）。

(問 28) 成果目標が未達成の場合の改善状況報告は、何年まで提出することになるのか。

(問 29) 成果目標の「集出荷・加工コストの 10%以上の削減」は、共同利用施設の場合の成果目標ということか。

(問 30) 成果目標の「集出荷・加工コストの 10%以上の削減」は、施設利用料でみてもいいのか。

(問 31) 需要減が見込まれる品目・品種から需要減が見込まれる品目・品種への転換率 100%の面積カウントは、産地全体の面積から新たに転換する面積で計算するのか。

(問 32) 契約栽培の定義は何か。

(問 33) 成果目標の「労働生産性の 10%以上の向上」について、労働生産性の定義は何か。

(問 34) 「労働生産性の 10%以上の向上」の成果目標について、どのような効果が期待されるのか。

(問 35) 「労働生産性の 10%以上の向上」の成果目標について、施設整備を行う場合、どのような活用ができるのか。

(問 36) これまで産地で生産したことのない新規作物の生産に取り組む場合、本事業の助成対象となり得るか。

(問 37) 新規作物の生産に取り組む場合、成果目標で「販売額の 10%以上の向上」を選択することは可能か。

(問 38) 産地パワーアップ計画を、1 J A の整備事業のみで作成することは可能か。

(問 39) 産地パワーアップ計画を、1 つの農地所有適格法人で作成することは可能か。

(問 40) 産地パワーアップ計画を、1 品種で作成することは可能か。

(問 41) 実施要領第 3 の産地パワーアップ計画の基準に、「本事業を含む国庫補助事業実施の有無に関わらず、収益性の向上の取組が行われること」とあるが、これらの取組内容や成果目標の達成状況はどのように確認するのか。

(問 42) 産地パワーアップ事業の助成額に上限はあるのか。

(問 43) 産地パワーアップ計画は複数年計画を可能としているが、最長は何年までとするのか。

(問 44) 同じ取組主体が産地パワーアップ計画に複数の取組主体事業計画を位置づけるこ

とは可能か。

- (問 45) 「果樹の改植」と「その他の取組（整備事業や、その他の生産支援事業（リース事業等）」は、目標年度が異なるところであるが、1つの産地パワーアップ計画に位置付けてもいいのか。
- (問 46) 実施要領別紙4のアの品目「露地野菜」及び「施設野菜」の留意事項欄の「都市近郊地域」は現市町村でみるのか、それとも旧市町村でみるのか。
- (問 47) 産地の範囲が、農林統計に用いる地域区分における平地農業地域から中間農業地域及び都市的地域に跨がっている場合における「面積要件」の考え方について。
- (問 48) 産地パワーアップ計画に新たな取組を追加する場合は、成果目標の高さを上方修正する必要があるのか。
- (問 49) 成果目標として「単位当たりの生産コストの10%以上の削減」又は「単位当たりの販売額の10%以上の増加」を設定している産地パワーアップ計画について、新たな取組を追加する場合は、現状値及び目標値をどのように修正する必要があるのか。
- (問 50) 産地パワーアップ計画に複数の成果目標を位置付けることは可能か。  
また、可能な場合、注意すべきことは何か。
- (問 51) 産地パワーアップ計画の成果目標について、整備事業（共同利用施設）を「集出荷・加工コストの10%削減」、基金事業（うち生産支援事業）を「生産コストの10%以上削減」とすることは可能か。
- (問 52) 整備事業（共同利用施設）のみの産地パワーアップ計画を早急に策定し、その後、産地の合意形成が整い次第、基金事業（うち生産支援事業）を追加する予定である。  
この場合、成果目標に、「集出荷・加工コストの10%以上削減」のほか、新たに「生産コストの10%以上削減」を設定することは可能か。  
また、これをもって、成果目標の上方修正とすることは認められるのか。
- (問 53) 産地パワーアップ計画の現状値について、例えば、新たに取組が追加（面積の増加、参加農家の増加等）された場合、現状値を見直す必要はないのか。
- (問 54) 中山間地域等において、基金事業（うち生産支援事業）のみを実施する場合の、「5戸以上の農業者が参加、又は取組面積が1ヘクタール以上」の考え方いかん。
- (問 55) 産地パワーアップ計画の目標年度の考え方いかん。
- (問 56) 産地パワーアップ計画の事業実施状況報告の提出年度の考え方いかん。
- (問 57) 産地パワーアップ計画の成果目標の「所得額の10%以上増加」は、どのような検証方法があるのか。
- (問 58) 産地パワーアップ計画の成果目標の検証についてどのように行えばよいのか。
- (問 59) 成果目標で「販売額の10%以上増加」を選択する場合における価格補正は、どのように行うのか。
- (問 60) 成果目標で「所得額の10%以上増加」を選択する場合における価格補正は、どのように行うのか。
- (問 61) 農産物輸出の成果目標で「新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上」としているが、「直近年」とはどの程度をいうのか。

(問 62) 産地パワーアップ計画の実施期間が経過した産地において、翌年に同一の産地で同一の品目に対して取組を行う場合、過去の産地パワーアップ計画の事業評価を行う場合であっても新たな産地パワーアップ計画の作成は可能か。

(問 63) 過去の産地パワーアップ計画と成果目標が異なる場合、新たな計画はどの時点で作成できるのか。

(問 64) 事業評価前に同一成果目標で新たな産地パワーアップ計画を作成した場合、過去の産地パワーアップ計画の事業評価は行うのか。

### 【取組主体事業計画】

(問 65) 取組主体事業計画とは何か。

(問 66) 産地パワーアップ計画と人・農地プランの関係いかな。

(問 67) 取組目標とは何か。

(問 68) 現状維持の取組は許容されるのか。

(問 69) 農業者が機械リースのほか施設整備に取り組むことも可能か。

### 【事業内容】

#### ○ 全般

(問 70) 本事業の助成対象及び補助率いかな。

(問 71) 整備事業を行う場合において、強い農業づくり交付金と産地パワーアップ事業ではどのような違いがあるのか。また、すみ分けはあるのか。

(問 72) 内部設備を基金事業（うち生産支援事業）により農業機械導入又は農業機械リース導入することは可能か。

(問 73) 民間事業者も取組主体となることから、自社調達を行う場合の利益排除の考え方を明確にするべきではないか。

(問 74) 農産物処理加工施設のうち、加工施設の補助対象基準において、「茶の加工施設を食品事業者が整備する場合」とあるが、食品事業者とはどのような者をいうのか。

(問 75) 国の支援と併せて、都道府県や市町村が支援を行うことは可能か。

(問 76) 本事業における事業着手はどの時点になるのか。

(問 77) きのこと、山菜類を助成対象とした理由いかな。

(問 78) きのこと、山菜類を対象とする場合は、どのような取組や施設が支援対象となるのか。

(問 79) きこの対象施設を、生産技術高度化施設（うち、高度技術導入施設）とする理由いかな。

(問 80) 山菜類の対象施設を、生産技術高度化施設のほか、農産物処理加工施設、集出荷施設等とする理由いかな。

(問 81) 法人が、農業者に貸し出すことを目的として、施設を整備することは可能か。

(問 82) 任意組織として、4戸が特用林産物、1戸が他の作物の生産に取り組む場合も支援対象となるのか。

(問 83) 法人が取組主体となり、農家に貸し付けることを目的として施設を整備する場合、都道府県は、法人の貸付先農家が複合経営であることをいつまでに確認する必要があるか。

あるのか。

- (問 84) これまで産地で生産したことのない特用林産物の生産に取り組む場合であっても、本事業の支援対象となるのか。
- (問 85) 複合経営に占める「他の作物」の割合（販売量や販売額の割合）に、下限はあるのか。
- (問 86) 菌糸発生施設は支援対象となるのか。
- (問 87) きのこと栽培施設の上限事業費として、「菌類栽培施設」と「菌床製造施設」があるが、「菌糸発生施設」は、どちらに該当するのか。
- (問 88) 全ての特用林産物を助成対象としないのか。
- (問 89) 山菜類にはどのような品目があるのか。
- (問 90) きのこと、山菜類を対象とする場合の留意点は何か。
- (問 91) 水わさびは支援対象となるのか。
- (問 92) 内部設備としてフォークリフト等の整備は可能か。
- (問 93) 面積要件は実面積か。それとも延べ面積か。
- (問 94) ブロックローテーション（水稲、大豆、麦）の場合の面積要件はどうなるのか。
- (問 95) 基金事業（うち生産支援事業）でリース導入する農業機械や購入する生産資材は、どのように管理すべきか。

## ○ 整備事業

- (問 96) 施設の単純更新は不可ということによいか。
- (問 97) 農業者が取組主体となり得ることから、整備事業により施設整備を行う場合の営農継続性の担保は必須とすべきではないか。
- (問 98) 整備事業を行う場合、都道府県等の附帯事務費は助成対象となるのか。
- (問 99) 優先枠（中山間地域の体制整備）の考え方いかん。
- (問 100) 農業法人が、過去にJAが整備したカントリーエレベーターの受益地内で産地パワーアップ事業を活用して新たにライスセンターを整備することは可能か。

## ○ 基金事業

### <生産支援事業>

- (問 101) 農業機械とは、どの程度のものまで助成対象となるのか。
- (問 102) GPSの基地局設置は可能か。
- (問 103) 機械の単純更新は不可ということによいか。
- (問 104) 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入することは可能か。
- (問 105) 果樹の改植を行う際の技術的要件いかん。
- (問 106) 果樹の改植の対象となる品種の選定はどのように行うのか。
- (問 107) パイプハウスの施工費は助成対象となるのか。
- (問 108) 園芸施設の助成対象はどのようなものがあるのか。
- (問 109) 資材費として、パイプハウスのパイプなどを助成対象としているが、どの程度のものまで助成対象となるのか。

- (問 110) 産地パワーアップ事業で行う改植について、従来の果樹対策との棲み分けはどのようにしているのか。
- (問 111) 本事業開始前に契約を行ったリース契約は助成対象となるか。
- (問 112) 事業申請前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいか。
- (問 113) 優先枠（ICTやロボット技術等の先端技術導入）の考え方がいかに。
- (問 114) 機械の導入助成の要件いかに。
- (問 115) 機械の導入助成を申請する場合、経営面積や作業受託面積は、どこまで拡大させる必要があるのか。
- (問 116) 中古機械の導入助成の要件いかに。
- (問 117) 農業機械等の導入助成の場合に、既存機械の処分益を補助対象経費から控除する必要はあるのか。
- (問 118) 中古農業機械等の導入及びリース導入の場合も、一般競争入札又は複数の業者による見積もり合わせは必要か。
- (問 119) 農業機械等の導入及びリース導入の留意事項として、動産総合保険等の加入を共通の要件としているが、どのようなものか。
- (問 120) 取組主体事業計画（リース導入助成）の申請・承認後に、機械導入助成に変更することは可能か。
- (問 121) 動産総合保険の保険料は、支援対象となるのか。
- (問 122) 事業実施主体は、中古機械の適正性をどのように判断するべきか。
- (問 123) 基金事業（生産支援事業）で、機械や資材を購入する場合の助成金の支払いは、精算払いとなるのか。
- (問 124) 基金事業（うち生産支援事業）について、①入札残額、②実績額が概算払額を下回った部分の差額、は基金管理団体に返納するのか。
- (問 125) 機械の導入助成は、公共性を説明できる取組は支援対象とするということであるが、「機械の共同利用」は支援対象とすることは認められるのか。

### <効果増進事業>

- (問 126) 計画策定経費の使途いかに。
- (問 127) 基金事業（うち効果増進事業）の「技術実証」は、具体的にどのような取組に対する助成を想定しているのか。  
また、取組要件は、「生産コストの10%以上の削減」又は「販売額の10%以上の向上」に資する取組であれば可ということによいか。
- (問 128) 基金事業のうち効果増進事業は産地パワーアップ計画に含まれないということによいか。

### <その他>

- (問 129) 基金事業で施設整備を行うことは可能か。

### 【事務手続】

- (問 130) 事業の活用を希望する場合、どこに相談すればいいのか。
- (問 131) 取組主体への助成金の支払いは精算払いか。
- (問 132) 交付対象事業の公表は、取組主体、地域協議会等及び都道府県ごとにホームページ等を通じて行うということによいか。
- (問 133) 消費税は助成対象となるのか。
- (問 134) 他の国の補助事業に取組んだ又は現在取組んでいる地域や生産者が、本事業を活用する際の留意点いかな。
- (問 135) 想定している補助金返還の例はどのようなものか。
- (問 136) 実施要領第 10 の 5 の (4) の、都道府県知事が都道府県事業計画の取組内容等を変更することができる範囲はどこまでを指すのか。
- (問 137) 本事業における交付決定とは何か。
- (問 138) 例えば、平成 28 年度に計画承認された産地パワーアップ計画（複数年計画）（H28 年度：1 億円、H29 年度：1 億円）があるとした場合、交付決定はまとめて行うのか。それとも、毎年度行うのか。
- (問 139) 例えば、平成 28 年度に計画承認した産地パワーアップ計画に、平成 29 年度に新たに取組主体事業計画を追加する場合は、どのような手続になるのか。
- (問 140) 産地パワーアップ計画の実施期間 3 年のうち、初年度に取組がなく、2 年目以降の取組が位置づけられている場合について、承認することは可能か。
- (問 141) 都道府県の段階では基金ではないことから、繰越手続は必要となるのか。
- (問 142) 都道府県及び地域協議会等の事務費は助成対象となるのか。
- (問 143) 整備事業で整備する施設、基金事業（うち生産支援事業）のうちリース導入する農業機械等に、対策名を表示する必要はあるか。
- (問 144) 産地パワーアップ事業で取得した財産を担保に供する場合、どのような手続きが必要か。
- (問 145) 農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、本事業の競争入札には参加出来ないということによいか。
- (問 146) 実施要領附則に「この通知の改正前に申請した産地パワーアップ事業の取扱いは、なお、従前の例による。」とあるが、「申請」はどの段階のことをいうのか。
- (問 147) 平成 29 年度補正予算を活用して、平成 29 年度に基金事業を実施する場合、平成 28 年度予算に係る交付決定に追加すればいいのか。
- (問 148) 基金事業（うち生産支援事業）の農業機械等の導入に係る地域協議会等の役割いかな。
- (問 149) 事業の実効性を確保するため、地域の担い手の意見が反映されるよう配慮する等の規定を新設しているが、いつまでに体制を構築する必要があるのか。
- (問 150) 実施状況の検証を行うためとして、産地パワーアップ計画書、取組主体事業計画書及び都道府県事業計画書の様式を一部変更しているが、この変更は計画変更の承認を行う必要があるのか。



## 【総論】

(問1) 事業を実施する趣旨いかん。

(答)

平成29年11月24日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を図るため、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援することとしたものである。

## 【事業の実施体制】

(問2) 本事業における都道府県と地域協議会の役割いかん。

(答)

1 都道府県は、

- ① 都道府県全体での事業実施の方向性となる都道府県事業実施方針の作成
- ② 都道府県事業計画の作成
- ③ 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画の審査承認
- ④ 取組主体への助成金交付
- ⑤ 整備事業の実施状況確認
- ⑥ 地域協議会等に対する指導監督等を実施する。

2 地域協議会等は、

- ① 産地パワーアップ計画の作成
- ② 取組主体に対する指導監督
- ③ 産地パワーアップ計画の目標達成状況の評価等を実施する。

3 取組主体（農業者等）は、

- ① 取組主体計画の作成
- ② 取組主体事業計画の実行・評価等を実施する。

(問3) 産地パワーアップ計画が、複数の地域協議会にまたがる場合は、都道府県協議会と地域協議会のどちらが計画を作成すればいいのか。

(答)

都道府県農業再生協議会（以下「都道府県協議会」という。）又は代表的な地域協議会のどちらでも計画を作成することができる。

ただし、関係する地域協議会との間で情報共有が必要である。

(問4) 取組主体に対する助成金の支払ルートについて。

(答)

- 1 産地パワーアップ事業は、基本的には、都道府県から支援対象者に助成金が交付されることになる。
- 2 ただし、地域の実情を踏まえ、必要に応じて、市町村又は地域協議会等を経由して助成金を交付することも可能としており、この場合は、都道府県事業実施方針に、市町村等を経由した助成金の交付方法を定めることになる。

(注) 都道府県、市町村及び地域協議会等で十分話し合っただき、地域の実情を踏まえた上で、最も適切な方法により、本事業を実施していただきたい。

(問5) 取組主体助成金の支払いに当たって、都道府県等はどのような確認を行うのか。

(答)

都道府県事業実施方針に基づき、

- ① 整備事業における農業施設の施工確認
- ② 基金事業(うち生産支援事業)における農業機械等の導入及びリース導入の伝票等による確認
- ③ 農業共済、動産総合保険に加入していることの確認等を行うことになる。

(注) 例えば、農業機械等の導入及びリース導入、資材の購入等に対する助成については、購入の契約書、領収書やリース契約書の写し等を提出いただくことで確認することとする等、必要かつ最小限の方法で確認いただきたいと考えている。

#### 【都道府県事業実施方針等】

(問6) TPPの影響度合に合わせて、都道府県単位で助成額に制限をかけることは可能か。

(答)

本事業の実施に当たって、整備事業及び基金事業(生産支援事業及び効果増進事業)については、都道府県が実施方針を定めることとしており、この際に、都道府県の判断で対象とする品目を限定する、助成額に制限をかけるといった対応を行うことは可能である。

(問7) 取組主体の考え方いかん。

(答)

- 1 整備事業は、
  - ① 都道府県
  - ② 市町村
  - ③ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)

- ④ 土地改良区
- ⑤ 農業者（農業者、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人をいう。）
- ⑥ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人、任意組織（集落営農組織、機械共同利用組織）等）をいう。）
- ⑦ 民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者をいう。）
- ⑧ 食品事業者  
以下のアからウの場合に限る。  
ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合  
イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、でん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物・利用施設を整備する場合  
ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合
- ⑨ 中間事業者  
国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限る。
- ⑩ 流通業者  
青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限る。
- ⑪ 都道府県知事が地方農政局長と協議して認める団体
- ⑫ コンソーシアム  
としている。

2 基金事業（うち生産支援事業）は、上記①から⑫のうち、①から⑦としている。

3 基金事業（うち効果増進事業）は、

- ① 都道府県協議会
  - ② 地域協議会等
- としている。

（問8）産地の中心となる経営体の考え方いかん。

（答）

- 1 地域の農業を将来にわたって牽引していく者を想定しており、規模や経営形態についての制限はないが、地域の関係者の合意の下、地域農業の担い手として認められ、産地パワーアップ計画に位置づけられることが必要である。
- 2 また、個人の農業者が施設整備や機械導入を行う場合は、
  - ① 青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
  - ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていることが必要である。

(問9) 民間事業者も助成対象としてよいのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置づけられた民間事業者は助成対象とすることができる。
- 2 また、産地で生産された農産物の加工等を行う民間事業者について、本事業を活用して施設整備する場合は、
  - ① 産地パワーアップ計画で設定された産地内で生産された農作物が、当該施設の全利用量に対し過半を占めていること
  - ② 集出荷施設等については、施設の利用料金について、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されることを要件として、助成対象とすることが可能である。

(問10) 民間事業者のうち、大手資本又は大手資本から出資を受けている者も助成対象としてよいのか。

(答)

本事業の対象となる民間事業者は、いわゆる中小企業（※）のみを対象としており、大手資本又は大手資本から出資を受けている者は助成対象外である。

ただし、大手資本又は大手資本から出資を受けている者が、認定農業者（法人）や農地所有適格法人の場合は、助成対象となる。

また、食品事業者、中間事業者、流通業者がそれぞれ特定の施設を整備する場合にあっては、大手資本の関係にかかわらず助成対象とすることができる。

※ 中小企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない者及びこれらの者から出資を受けた者（大手民間事業者）を除く者をいう。

(問11) 都道府県知事が産地パワーアップ計画の承認に当たって、都道府県事業実施方針にポイント制等により透明性の高い方法によりあらかじめ優先順位等の設定を行うこととしているが、どのように設定すればいいのか。

(答)

例えば、以下のような指標を組み合わせることが想定される。

- ・ 成果目標の高さ
- ・ 受益面積
- ・ 優先的に支援する作物
- ・ 優先的に支援する経営体（認定農業者、農地中間管理機構から農地を借り受けている者等）

(問12) 都道府県知事が特に認める目標年度の考え方がいかに。

(答)

- 1 本事業における目標年度については、事業実施年度の翌々年度としている。
- 2 しかしながら、例えば、果樹においては、定植後の早期の収益確保を図るため、育苗の段

階において、台木から通常苗木までの育成期間の3年に加えて、更に1～2年の養生期間を必要とする大苗生産に取り組む産地があり、これら産地では、目標年度のために本事業の活用が難しいところであった。

- 3 このため、品目の特性等を勘案して都道府県知事が特に必要と認める場合は、事業実施年度から起算して5年までの範囲内において、目標年度を設定できるようにしたところである。なお、この場合にあつては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に目標年度及びその設定の考え方を明示する必要がある。

#### 【産地パワーアップ計画及び都道府県事業計画】

(問13) 産地パワーアップ計画とは何か。

(答)

- 1 地域協議会長又は都道府県協議会長（以下「地域協議会長等」という。）により定められた産地としての収益力強化に向けた計画であつて、都道府県知事より実施要領に定める基準を満たすものとして承認されたものである。
- 2 具体的には、
  - ① 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲
  - ② 産地としての収益力強化に向けた取組内容
  - ③ 取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割
  - ④ 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容を記載することとしている。

(問14) 産地パワーアップ計画は変更可能か。

(答)

所定の手続を行うことにより、可能である。

(問15) 成果目標（生産コストの10%以上削減等）は、どの時点と比較するのか。

(答)

- 1 現状値は、原則、取組の前年度とする。
- 2 ただし、取組の前年度が気象災害等により異常値となる場合は、直近3か年の平均と比較するなど、対外的に説明が可能な方法を選択することとしても構わない。

(問16) 産地パワーアップ計画は、地域協議会の管内で1つ作成するのか。それとも、作物別、地域別に複数の計画を作成することも可能なのか。

(答)

地域協議会の管内で、作物別、地区別に複数の計画を作成することも可能である。

(問 17) 産地パワーアップ計画に複数の作物を位置づけることは可能か。

(答)

産地として一体性のある計画を作成できる場合は可能である。

(問 18) 産地パワーアップ計画に複数の成果目標を位置づけることは可能か。

例えば、①水稲の生産コスト10%以上削減、②野菜（水稲から野菜への作付転換を含む）の販売額10%以上向上、を位置づける場合は、どのような考え方になるのか。

(答)

- 1 それぞれの成果目標及び品目の面積要件（取組後）をクリアできる場合は可能である。
- 2 ただし、野菜の販売額（単位面積当たり）10%以上向上の成果目標の達成状況は、取組前の「水稲と露地野菜の平均値」と、取組後の「露地野菜の値」で比較する。

(イメージ)

	成果目標	面積要件	助成対象
① 水稲	生産コスト▲10%以上	50ha	集約化に必要な大型機械のリース料
② 露地野菜	販売額+10%以上	10ha	作物転換に必要な野菜用機械のリース料

(問 19) 成果目標（生産コストの10%以上の削減等）は、取組主体事業計画ごとに達成する必要があるのか。

(答)

- 1 成果目標は、産地パワーアップ計画で達成されていけばよい。
- 2 取組主体は、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要な「取組目標」を設定することとしている。

(注) 取組主体事業計画は、産地パワーアップ計画の成果目標（生産コストの10%以上の削減等）の達成に必要な取組として位置づけられるものである。

(問 20) 産地での成果目標（生産コストの10%以上の削減等）の達成状況は、どのように検証するのか。

(答)

現状値と目標値の算出方法が一致し、対外的に説明ができる方法で検証する必要がある。  
なお、検証に必要なデータは以下のとおり。

- ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減の場合  
現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）
- ② 販売額の10%以上の増加の場合  
現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）、価格（単価）

- ③ 所得額の10%以上の増加の場合  
現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）、価格（単価）、生産コスト
- ④ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること  
現状、目標及び実績の面積、総生産量、契約取引量
- ⑤ 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加の場合（輸出実績がある場合）  
現状、目標及び実績の出荷量（又は生産量）、価格（単価）
- ⑥ 総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上の場合（新規の取組又は過去5年以内に輸出実績がない場合）  
現状、目標及び実績の出荷量（又は生産量）、価格（単価）
- ⑦ 労働生産性の10%以上の向上の場合  
現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）、価格（単価）、労働時間

（問21）産地の範囲はどのように考えるのか。

（答）

一定のまとまりを持って農業生産が行われる農地のほか、同じ品目で広域的に連携する場合等も含まれる。

（参考）産地パワーアップ事業の「産地」の考え方

例1 A区域では農業者10名が露地野菜を10ha栽培。  
この中で、農業者7名（7ha）は本事業の助成を受ける一方、農業者3名（3ha）は助成を受けない。

[考え方]

- ・ 産地の範囲は10ha（農業者10名分）。
- ・ 成果目標の達成度合いは、本事業の助成を受けない農業者（3名分）も含めた産地全体で評価。

例2 B区域では農業者100名が米を200ha栽培し、そのうちb J Aが50名の100ha分の米を自社ブランドとして販売。

[考え方]

- ・ 産地の範囲は100ha（農業者50名分）。  
（地域内で同じ品目を生産している場合でも、自社販売、栽培方法等の一定のまとまりを持った農業者等の集まりを「産地」として産地パワーアップ計画の対象とすることが可能）
- ・ 成果目標の達成度合いは、b J A分のみを産地として評価。

（問22）「一定のまとまり」とは、どのようなものを想定しているのか。

（答）

例えば、次のようなつながりを持つ農業者等の集まりを想定しており、この集まりを「産地」とすることが可能である。

例1 共同で集出荷していること

例2 新たな栽培技術体系に取り組んでいること

例3 販売先が同じであること 等

(問23) 成果目標を販売額増加とし、「野菜苗」で産地パワーアップ計画を作成する場合、産地の範囲はどのように考えればよいのか。

(答)

1 対象作物を種子種苗とする取組において、産地の考え方は、苗産地として取り組む場合と、苗供給先を産地として取り組む場合の2通りがある。

2 苗産地として取り組む場合は、基本(原則)は苗の生産面積であるが、苗産地は小規模であっても面積要件以上に農業者への供給が可能であり、かつ農業者への優良種苗等の供給により、広範囲に益を生じる一方で、基本の考え方では事業に取り組めない実態を踏まえ、特例として苗の供給先面積でも可としている。

3 このため、種子種苗生産を行う場合については、次のいずれの場合も産地パワーアップ計画の作成が可能である。

① 苗産地として取り組む場合

<u>面積要件＝苗生産面積(施設の面積)</u> <u>成果目標＝苗の販売額</u>	)	<u>面積要件＝供給先の面積</u> <u>成果目標＝苗の販売額</u>
---	---	---

② 供給先を産地として取り組む場合

<u>面積要件＝供給先の面積</u> <u>成果目標＝供給先農業者の販売額</u>
--

(問24) 1農業者が複数の産地パワーアップ計画に参加することは可能か。

(答)

例えば、1農業者が、複数の産地パワーアップ計画(水稻、野菜)に参加することはあり得ると考える。

(注) 農業者の1受益地における取組は、基本的には1つの産地パワーアップ計画の中に位置づけられるものと考えている。(ブロックローテーションや裏作などに取り組む場合を除く。)

(問25) 新規で施設を整備する場合、集出荷・加工コスト10%以上削減は何と比較するのか。

(答)

施設がなかった場合における農業者の出荷コスト等と比較することになる。



(問 26) 産地パワーアップ計画の「評価結果の反映（実施要領第 17）」について、目標年度の翌年度において、成果目標の達成率が 80%に満たなかった地域協議会等は、次年度以降の事業評価により、同達成率が 80%以上となるまでの間は、本事業に参加できないとあるが、対象品目が異なる場合はどのように対応すればよいか。

(答)

- 1 評価結果の反映において、産地パワーアップ計画で定める成果目標の達成率が 80%以上になるまでの間は、その計画の策定主体である地域協議会は本事業に参加できないこととしているが、これは、目標を達成できなかった地域の同一品目が安易に新たな補助金を受給することを禁止することにより、効率的で効果的な事業執行を行うための措置である。
- 2 このため、同規定の適用は、達成率が 80%に満たなかった計画と同一品目における事業参加に限り適用するものであり、地域協議会等が達成率 80%に満たなかった計画とは異なる品目に取り組む場合は、本事業に参加することができる。

(問 27) 同一品目とはどのような範囲を指すのか（例えば、キャベツと大根は露地野菜として同一品目となるのか。）。

(答)

- 1 本措置は、目標を達成できなかった地域の同一品目が安易に新たな補助金を受給することを禁止することにより、効率的で効果的な事業執行を行うための措置である。
- 2 このため、同一品目として取り扱うことが適切かどうかは、このような趣旨に照らして都道府県において判断いただきたい。
- 3 例えば、キャベツと大根は露地野菜として同一品目とすることも可能であるが、栽培されている地域や農業者が全く異なっており、キャベツの取組が成果目標の 80%に達しなかったことをもって大根の取組を認めないことが合理的ではない場合は、都道府県の判断により、同一品目ではないとして取り扱って差し支えない。

(問 28) 成果目標が未達成の場合の改善状況報告は、何年まで提出することになるのか。

(答)

目標年度において成果目標が未達成の場合は、達成されるまでの間、改善状況を報告することとなる。

(問 29) 成果目標の「集出荷・加工コストの 10%以上の削減」は、共同利用施設の場合の成果目標ということか。

(答)

そのとおりである。

(問 30) 成果目標の「集出荷・加工コストの 10%以上の削減」は、施設利用料でみていいのか。

(答)

集出荷・加工コストは、施設運営コストで比較する。  
施設利用料での比較は不可である。

(問 31) 需要減が見込まれる品種・品目から需要が見込まれる品目・品種への転換率 100%の面積カウントは、産地全体の面積から新たに転換する面積で計算するのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画で定めた産地面積の 100%を転換することをいう。
- 2 また、需要減少が見込まれる品種・品目は、あらかじめ都道府県事業実施方針に定めることになる。

(問 32) 契約栽培の定義は何か。

(答)

取組主体（生産・出荷段階）と実需者（販売段階）との間で取り交わす事前契約（は種前契約、収穫前契約、複数年契約等）である。

- (注 1) 農業者と農業者団体（農協等）の契約は含まない。  
他方、農業者、農業者団体（農協等）及び実需者（小売業者・外食事業者等）との 3 者契約は含まれる。
- (注 2) 飼料用米の生産に取り組む場合の「実需者」は畜産農家とする。  
農業者と実需者（畜産農家）との間で事前契約を締結しない取組は、本事業における「契約栽培」には含まれない。

(問 33) 成果目標の「労働生産性の 10%以上の向上」について、労働生産性の定義は何か。

(答)

労働生産性の向上に関する成果目標は、以下のとおりとする。

労働生産性＝販売額÷労働時間

① 販売額の考え方

成果目標を「販売額の増加」とする場合と同じものとする。

② 労働時間の考え方

削減の対象となる労働時間は、

- i 直接労働時間（経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会出席など）を除く、農産物の生産・販売のための投下労働時間をいう。以下、同じ。）の全て
- ii 特定のまとまりを持つ労働時間であって、全体の過半を超える直接労働時間のいずれかとする事ができる。

③ 現状値の考え方

全ての受益農業者又は受益農業者数を母数として平方根で求めたサンプル以上を対象として、農業者の作業記録に基づく聞き取り、アンケート調査又は作業日誌等の提出等により行うこととする。

ただし、記録がない場合は、県の機関等が公表するデータを推計、その他都道府県が

定める方法によることも可能とする。

④ 目標値の考え方

現状値から 10%以上向上するよう設定し、実績の把握は現状値と同一の方法（ただし、現状値で推計による方法を選択した場合は、実績の把握は作業日誌等の記録に基づき行う。）により行う。

※ 鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の取組を行う場合の削減の対象とする労働時間は、当該施設における労務管理等の間接労働を除く、作業従事者の全労働時間とし、現状値及び実績値における労働時間については、労務日誌等により把握するものとする（目標値は現状値から 10%以上向上するよう設定する。）。

（問 34）「労働生産性の 10%以上の向上」の成果目標について、どのような効果が期待されるのか。

（答）

- 1 労働力不足が深刻である中、販売額の維持向上に努めつつ、労働時間を削減しようとする取組を支援することが可能である。
- 2 例えば、既存の成果目標が活用しにくい地域においても、
  - ① トラクター等に GPS 自動操舵システムを導入し、労働時間を削減
  - ② 環境制御装置を導入し、ハウス内環境管理に係る労働時間を削減するとともに、品質向上による販売額を増加
  - ③ 集出荷貯蔵施設にロボットパレタイザーを導入し、施設を利用する農業者の待機時間や出役日数を削減などの取組が可能であり、その効果が期待される。

（問 35）「労働生産性の 10%以上の向上」の成果目標について、施設整備を行う場合、どのような活用ができるのか。

（答）

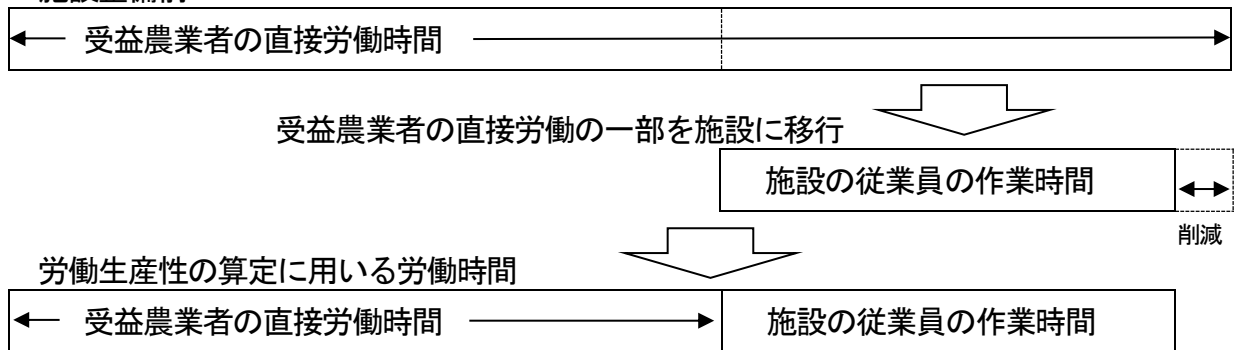
- 1 労働生産性の向上に関する成果目標は、販売額の維持向上に努めつつ、労働時間を削減しようとする取組を促進するため、「労働生産性＝販売額÷労働時間」で算出される労働生産性が目標年度に 10%以上向上するような取組を支援できるものとなっている。
- 2 施設整備を行う場合は、以下のような活用が可能である。

例 1 農業者が農産物の出荷・調製を手選別選果している場合、集出荷施設を整備することにより、受益農業者が担う出荷・調製に係る労働時間を削減

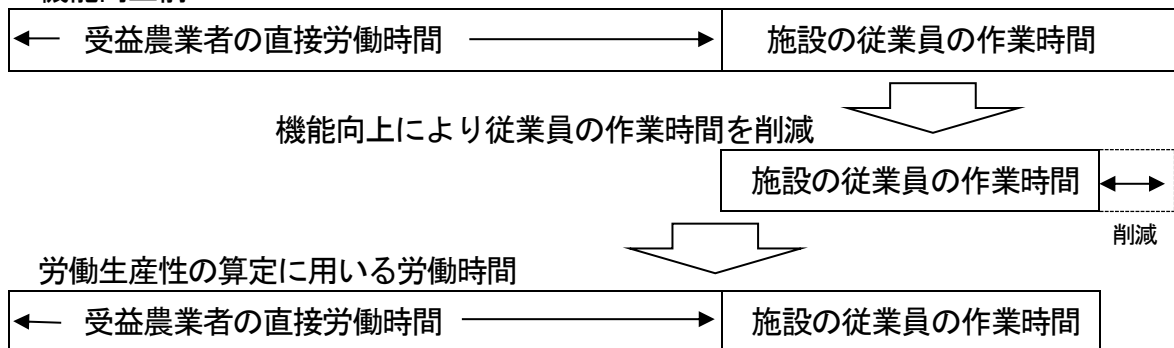
例 2 既存の集出荷施設に、ロボットパレタイザーを導入することにより、施設を利用する農業者の待機時間や出役日数を削減

※ 施設整備を行う場合は、受益農業者が担う一連の作業工程に係る直接労働時間に、整備する施設における従業員の作業時間を加えた時間を用いて、労働生産性の算定を行うことができる。

- ・新たに施設を整備する場合  
施設整備前



- ・既存施設の機能向上を行う場合  
機能向上前



(問 36) これまで産地で生産したことのない新規作物の生産に取り組む場合、本事業の助成対象となり得るか。

(答)

- 1 都道府県事業実施方針に定める場合は、助成対象とすることも可能。
- 2 ただし、これまで産地で生産したことのない全くの新規作物の生産はリスクも高いことから、
  - ① 新規作物の生産の実現可能性
  - ② 事業効果
 等について十分検討するとともに、都道府県事業実施方針に推進・指導体制を明記し、効果的な事業実施に万全を期す必要がある。

(問 37) 新規作物の生産に取り組む場合、成果目標で「販売額の 10%以上の向上」を選択することは可能か。

(答)

可能である。

例えば、これまで生産していた作物の販売額と、新規作物の販売額を比較して、目標年度において販売額が 10%以上向上していれば、成果目標の達成となる。

(問 38) 産地パワーアップ計画を、1 J A の整備事業のみで作成することは可能か。

(答)

成果目標の達成が可能な場合は、1 J A の整備事業（共同利用施設）のみの取組もあり得る。

(問 39) 産地パワーアップ計画を、1 つの農地所有適格法人で作成することは可能か。

(答)

- 1 産地パワーアップ事業は、産地としての収益力強化に向けた取組を支援するものであり、基本的には、複数の農業者による取組を想定している。
- 2 ただし、地域協議会等が、産地パワーアップ計画（A 市 a 地区）の成果目標の達成に必要なと判断する場合は、同計画に一つの農地所有適格法人の取組（取組主体事業計画）のみを位置付けることも可能である。
- 3 例えば、ある中山間地域の全ての面積を一つの農地所有適格法人が耕作している場合は、このようなケースに該当するものとする。

(問 40) 産地パワーアップ計画を、1 品種で作成することは可能か。

(答)

品目ごとの面積要件を満たしており、合理的な計画が作成できる場合は可能である。

(注) 産地パワーアップ計画の現状値及び目標値の算出が可能な場合は、例えば、

- ① 水稻のコシヒカリのみ
- ② 施設野菜（いちご）の「あまおう」のみの計画とすることも可能。

(問 41) 実施要領第 3 の産地パワーアップ計画の基準に、「本事業を含む国庫補助事業実施の有無に関わらず、収益性の向上の取組が行われること」とあるが、これらの取組内容や成果目標の達成状況はどのように確認するのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画の目標は、
  - ① 国庫補助による取組と、
  - ② 国庫補助によらない地域独自の取組があいまって達成されるものと考えており、こうした地域独自の取組（コスト削減に向けた利用集積の推進や高品質生産に向けた栽培マニュアルの作成等）について産地パワーアップ計画に盛り込むことを求めているものである。
- 2 記載された取組について、個別に成果目標を設定することは求めないこととしている。

(問 42) 産地パワーアップ事業の助成額に上限はあるのか。

(答)

1 取組主体事業計画で1年度当たり20億円である。

(問 43) 産地パワーアップ計画は複数年計画を可能としているが、最長は何年までとするのか。

(答)

産地パワーアップ計画については、最長3年間、取組主体事業計画については、最長2年間としている。

(問 44) 同じ取組主体が産地パワーアップ計画に複数の取組主体事業計画を位置づけることは可能か。

(答)

同じ取組主体が産地の取組を複数に分けて段階的に取り組むことは可能である。

(問 45) 「果樹の改植」と「その他の取組（整備事業や、その他の基金事業（うち生産支援事業（リース事業等））」は、目標年度が異なるところであるが、1つの産地パワーアップ計画に位置づけてもいいのか。

(答)

- 1 本事業の目標年度は、
  - ① 事業実施年度の翌々年度
  - ② 都道府県知事特認の場合は、上限5年以内において、品目の特性等を勘案して設定された目標年度
  - ③ 果樹の改植は、事業実施年度から10年後としているところである。
- 2 これらの取組を、1つの産地パワーアップ計画にまとめた場合、それぞれの取組の目標年度にズレがあるため、仮に「果樹の改植」の目標年度を、産地パワーアップ計画の目標年度とすると、「事業実施年度の翌々年度の取組」や「都道府県知事特認の場合の取組」の評価を適正な時期に行うことができないなどの懸念がある。
- 3 このため、原則として、「事業実施年度の翌々年度の取組」、「都道府県知事特認の場合の取組」及び「果樹の改植の取組」は、別々に産地パワーアップ計画を作成することとする。

(注) 1つの産地パワーアップ計画に、「果樹の改植」と「事業実施年度の翌々年度の取組」を位置づける場合は、以下のものを全て満たす場合に限る（この場合の目標年度は、「果樹の改植」の目標年度(事業実施年度の10年後)とする。）。

- ① 「果樹の改植」と「事業実施年度の翌々年度の取組」の同一園地で行われること
- ② 「事業実施年度の翌々年度の取組」の事業効果が、「果樹の改植」による事業効果の発現時期と同一となること

(問 46) 実施要領別紙 4 のアの品目「露地野菜」及び「施設野菜」の留意事項欄の「都市近郊地域」は現市町村でみるのか、それとも旧市町村でみるのか。

(答)

- 1 「都市近郊地域」は、一般地域に比べて農地面積が少ないという実態を踏まえ、野菜の面積要件を大幅に緩和（（例）施設野菜：5ha→5,000 平方メートル）しているところである。
- 2 面積要件緩和の趣旨を踏まえると、「都市近郊地域」は、実際に取組が行われる旧市町村単位でみることが適当と考える。

実際に取組が行われる地域が都市近郊地域以外の地域（中間農業地域等）であるにもかかわらず、面積要件の緩和措置の適用を受けることは、本来の面積要件緩和の趣旨からかけ離れるものである。

(参考) 農林統計に用いる地域区分の制定について（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計部長通知）（抜粋）

都市的地域

- 可住地に占める D I D 面積が 5 % 以上で、人口密度 500 人以上又は D I D 人口 2 万人以上の旧市区町村。
- 可住地に占める宅地等率が 60 % 以上で、人口密度 500 人以上の旧市区町村。ただし、林野率 80 % 以上のものは除く。

(問 47) 産地の範囲が、農林統計に用いる地域区分における平地農業地域から中間農業地域及び都市的地域に跨がっている場合における「面積要件」の考え方について。

(答)

産地パワーアップ計画の産地面積に占める「中間農業地域」及び「山間農業地域」の割合が一定程度（過半）を超える等、合理的な説明が出来る場合は、中山間地域等の面積要件に準ずるという運用も可能と考える。

実際に取組が行われる地域が中山間地域以外の地域（平地農業地域等）であるにもかかわらず、面積要件の緩和措置の適用を受けることは、本来の面積要件緩和の趣旨からかけ離れるものである。

(参考) 農林統計に用いる地域区分の制定について（旧市区町村別農業地域類型一覧表）  
→ [http://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki\\_ruikei/setsume.html](http://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html)

(問 48) 産地パワーアップ計画に新たな取組を追加する場合は、成果目標の高さを上方修正する必要があるのか。

(答)

産地パワーアップ計画に新たな取組を追加する場合は、

- ① 成果目標のおおむね 0.1 % 以上の上方修正
- ② 成果目標の追加（注）
- ③ 面積の拡大

のいずれかにより、更に事業効果が高まるという説明は必要と考える。

なお、「単位当たりの生産コストの10%以上の削減」及び「単位当たりの販売額の10%以上の増加」を設定している場合は、

- ① 成果目標を維持し、産地面積を拡大すること
- ② 産地面積の拡大を図る場合は、成果目標を下方修正しても、「単位当たりの生産コストの10%以上の削減」又は「単位当たりの販売額の10%以上の増加」を充足していることのいずれかに該当する場合においても同様に、事業効果が高まるものと認める。

(注) 当初計画（整備事業のみ）の成果目標を「集出荷・加工コストの10%以上の削減」とし、その後、産地の合意形成が整い次第、成果目標を「生産コストの10%以上の削減」とする基金事業（うち生産支援事業）を追加等

(問49) 成果目標として「単位当たりの生産コストの10%以上の削減」又は「単位当たりの販売額の10%以上の増加」を設定している産地パワーアップ計画について、新たな取組を追加する場合は、現状値及び目標値をどのように修正する必要があるのか。

(答)

- 1 現状値については、上方修正又は同じ水準とする必要があることから、下方修正は不可である。
- 2 目標値については、
  - ① 成果目標を維持し、産地面積を拡大すること
  - ② 成果目標を上方修正すること
  - ③ 成果目標を下方修正しても、「単位当たりの生産コストの10%以上の削減」又は「単位当たりの販売額の10%以上の増加」を充足していることのいずれかにより、更に事業効果が高まるという説明は必要と考える。

(問50) 産地パワーアップ計画に複数の成果目標を位置づけることは可能か。また、可能な場合、注意すべきことは何か。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画の成果目標は、原則1つである。
- 2 必要に応じて、複数の成果目標を設定することも可能であるが、この場合、産地パワーアップ計画の目標年度の翌年度の事業評価において、どちらか1つの成果目標の達成率が80%に満たなかった地域協議会等については、次年度以降の事業評価により、同達成率が80%以上となるまでの間は、本事業に参加できないことに注意していただきたい。

(問51) 産地パワーアップ計画の成果目標について、整備事業（共同利用施設）を「集出荷・加工コストの10%の削減」、基金事業（うち生産支援事業）を「生産コストの10%以上の削減」とすることは可能か。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画に、整備事業及び基金事業（うち生産支援事業）を同時に位置づけ、コスト削減に取り組む場合は、集出荷・加工コストの削減は、生産コスト全体の削減に包含される。



- 2 このため、整備事業及び基金事業（うち生産支援事業）を同時に位置づける場合のコスト削減効果は、農業者の生産コストで比較することとしている。

(問 52) 整備事業（共同利用施設）のみの産地パワーアップ計画を早急に策定し、その後、産地の合意形成が整い次第、基金事業（うち生産支援事業）を追加する予定である。

この場合、成果目標に、「集出荷・加工コストの10%以上の削減」のほか、新たに「生産コストの10%以上の削減」を設定することは可能か。

また、これをもって、成果目標の上方修正とすることは認められるのか。

(答)

- 1 新たに追加する取組が、既存の成果目標（集出荷・加工コストの10%以上の削減）になじまない場合は、新たに成果目標（生産コストの10%以上の削減）を設定し、産地パワーアップ計画の成果目標に併記する必要があると考える。
- 2 また、新たな取組を追加する場合は、成果目標の高さを上方修正等することにより、更に事業効果が高まるという説明が可能であれば、成果目標の追加をもって上方修正とみなすこととする。

(注) 「集出荷・加工処理コストの10%以上の削減」は整備事業（共同利用施設）に、「生産コストの10%以上の削減」は基金事業（うち生産支援事業）に適用するものとする。

(問 53) 産地パワーアップ計画の現状値について、例えば、新たに取組が追加（面積の増加、参加農家の増加等）された場合、現状値を見直す必要はないのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画の現状値を固定したまま、毎年、新たな取組を追加していくと、成果目標の達成が容易になるという問題が発生する場合がある。
- 2 このため、産地パワーアップ計画（及び取組主体事業計画）の現状値は、新たな取組を追加する場合等においては、必要に応じて見直すこととする。

(例) 産地パワーアップ計画の成果目標が「販売額の10%以上の増加」（実務用Q & A別紙（注2）により「総販売額」で比較）であって、当初に比べ取組農家数が増加する場合

(問 54) 中山間地域等において、基金事業（うち生産支援事業）のみを実施する場合の、「5戸以上の農業者が参加、又は取組面積が1ヘクタール以上」の考え方いかん。

(答)

中山間地域等において、基金事業（うち生産支援事業）のみを実施する場合は、

- ① 産地パワーアップ計画の産地の面積（1ヘクタール以上）
- ② 産地パワーアップ計画に位置づけられた取組主体事業計画に取り組む農業者数（5戸以上）（注）

のいずれかの要件を満たす必要がある。

(注) 取組主体又は取組主体の構成員のどちらでも可。

(問 55) 産地パワーアップ計画の目標年度の考え方如何。

(答)

目標年度は、事業実施年度（交付決定年度。複数年度の場合は事業実施最終年度。）の翌々年度となる。

(参考)	事業実施年度		目標年度
	28 年度	⇒	30 年度
	28～29 年度	⇒	31 年度
	28～30 年度	⇒	32 年度

(注 1) 果樹の改植の目標年度は、事業実施年度の 10 年後となる。  
なお、事業実施年度の 5 年度目に中間的な評価を実施する。

(参考)	事業実施年度		目標年度
	28 年度	⇒	38 年度
	28～29 年度	⇒	39 年度
	28～30 年度	⇒	40 年度

(注 2) 知事特認で最長の 5 年を設定した場合は、事業実施年度の 5 年後となる。

なお、事業実施年度の 4 年度目に中間的な評価を実施する。

(参考)	事業実施年度		目標年度
	29 年度	⇒	34 年度
	29～30 年度	⇒	35 年度
	29～31 年度	⇒	36 年度

(問 56) 産地パワーアップ計画の事業実施状況報告の提出年度の考え方如何。

(答)

都道府県は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度の翌年度に地方農政局等へ報告が必要となる。

なお、取組主体の実施状況【事業評価】報告も同様とすること。

(参考)	事業実施年度		実施状況【事業評価】報告
	28 年度	⇒	29 年度 (28 年度分) 30 年度 (29 年度分) 【31 年度 (30 年度分)】
	28～29 年度	⇒	29 年度 (28 年度分) 30 年度 (29 年度分) 31 年度 (30 年度分) 【32 年度 (31 年度分)】
	28～30 年度	⇒	29 年度 (28 年度分) 30 年度 (29 年度分) 31 年度 (30 年度分) 32 年度 (31 年度分) 【33 年度 (32 年度分)】

(問 57) 産地パワーアップ計画の成果目標の「所得額の 10%以上の増加」は、どのような検証方法があるのか。

(答)

成果目標の達成状況の検証方法は、現状値と目標値の算出方法が一致し、対外的に説明ができる方法で検証する必要がある。

なお、検証に必要なデータは以下のとおり。

現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）、価格（単価）、生産コスト

(例)

所得額 = 販売額 - 生産コスト

(注) 産地パワーアップ計画の成果目標の「販売額増加」及び「生産コスト削減」の算出方法に基づき算出された数値で比較することも可。

(問 58) 産地パワーアップ計画の実績の検証についてはどのように行えばよいのか。

(答)

1 産地パワーアップ計画の目標達成は、①国庫補助による取組と②国庫補助によらない地域独自の取組があいまって達成されると考えており、こうした地域独自の取組について産地パワーアップ計画に盛り込むことを求めている。

2 このことから、産地パワーアップ計画の実績の検証については、

- ① 産地の現状、課題・問題点
- ② 施設・機械等の導入や産地の取組による効果、成果目標の達成状況
- ③ 現状値より実績値が上回る又は下回る場合の具体的な要因
- ④ 達成状況が低調な場合における具体的な指導内容

等、産地独自の取組や地域協議会及び取組主体への指導内容を含めた観点からの検証が必要となる。

(問 59) 成果目標で「販売額の 10%以上の増加」を選択する場合の評価における価格補正は、どのように行うのか。

(答)

成果目標で「販売額増加」を選択する場合の評価における価格補正については、次の考え方に基づき行うこととする。

補正後の販売額 = 目標年度の実績の販売単価 × 補正係数 × 目標年度の実績の数量

$$\text{補正係数} = \frac{\text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価（※）}}{\text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価（※）}}$$

※ 地域（県又は国を含む）の販売単価については、地方卸売市場の取引価格や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等が活用可能である。

※ 予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないものとする。

(問 60) 成果目標で「所得額の 10%以上の増加」を選択する場合の評価における価格補正は、どのように行うのか。

(答)

成果目標で「所得額増加」を選択する場合の評価における価格補正については、次の考え方に基づき行うこととする。

補正後の所得額 = (目標年度の実績の販売単価 × 補正係数 × 目標年度の実績の数量) - 生産コスト

$$\text{補正係数} = \frac{\text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価（※）}}{\text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価（※）}}$$

※ 地域（県又は国を含む）の販売単価については、地方卸売市場の取引価格や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等が活用可能である。

※ 予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないものとする。

(問 61) 農産物輸出の成果目標で「新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5%以上又は輸出向けの年間出荷量 10 トン以上」としているが、「直近年」とはどの程度をいうのか。

(答)

農産物輸出の取組における「直近年」は、事業実施年度から過去 5 年以内を想定している。

(問 62) 産地パワーアップ計画の実施期間が経過した産地において、翌年に同一の産地で同一の品目に対して取組を行う場合、過去の産地パワーアップ計画の事業評価を行う前であっても新たな産地パワーアップ計画の作成は可能か。

(答)

1 産地パワーアップ計画の実施期間を経過した産地については、これまでの成果に加え、さらに販売額 10%以上向上等の成果目標を設定することで、新たに産地パワーアップ計画を作成することは可能である。

2 また、産地においては、収益力強化に向けた取組を絶え間なく行うことが重要であることから、過去の産地パワーアップ計画の最終年度において目標達成率が 8 割以上であって、同一の産地で同一品目、同一成果目標の場合は、同計画の事業評価を行う前であっても、新たに産地パワーアップ計画を作成することができるものとする。

3 なお、この場合、新たな産地パワーアップ計画の現状値は、目標達成率が 8 割以上 10 割未満の場合は、過去の産地パワーアップ計画の目標値とし、目標達成率が 10 割以上の場合は、その実績とする。

(例) 新たな産地パワーアップ計画の成果目標：過去の計画と同一の販売額の 10%増加

・産地パワーアップ計画の最終年度における目標達成率が 8 割以上の場合

過去の計画（1 期目）

現状値：10,000

目標値：11,000

新たな計画（2 期目）

現状値：11,000

目標値：12,000

実績：10,800

・産地パワーアップ計画の最終年度における実績が目標値を超えている場合

過去の計画（1期目）

現状値：10,000

目標値：11,000

実績：11,500

新たな計画（2期目）

現状値：11,500

目標値：12,650

（問 63）過去の産地パワーアップ計画と成果目標が異なる場合、新たな計画はどの時点で作成できるのか。

（答）

- 1 過去の産地パワーアップ計画と成果目標が異なる場合であっても、過去の産地パワーアップ計画の最終年度において目標達成率が8割以上あれば、同一産地で同一品目でも、事業評価を行う前に新たな計画を作成することは可能である。
- 2 ただし、この場合、過去の産地パワーアップ計画については設定した成果目標の達成は必要となることから、新たな産地パワーアップ計画の作成にあつては、過去の計画と新たな計画のどちらに属する効果であるかを適正に計ることが可能な成果目標を設定し、それぞれの事業効果の測定方法を明らかにするものとする。

（例）

過去の計画（1期目）

農業機械を導入してコスト削減

⇒

新たな計画（2期目）

農産物処理加工施設を整備して輸出増加

⇒

効果が重複しないため計画可。

農業機械を導入してコスト削減

⇒

農業機械を追加導入して販売額増加

⇒

効果が重複するため原則として不可。  
ただし、それぞれの効果を適正に計ることが可能な場合は計画可。

（問 64）事業評価前に同一成果目標で新たな産地パワーアップ計画を作成した場合、過去の産地パワーアップ計画の事業評価は行うのか。

（答）

- 1 事業評価前に新たな産地パワーアップ計画を作成した場合であっても、事業評価年においては、過去の計画に係る事業評価は必要である。
- 2 この場合、可能な限り、新たな計画に属する効果を排除した上で、過去の計画に係る事業効果を測定するよう努めるものとする。
- 3 なお、新たな計画に属する効果を排除できない場合、過去の計画が目標を達成したか否かの判断については、新たな計画の事業評価をもって行うものとする。

## 【取組主体事業計画】

(問 65) 取組主体事業計画とは何か。

(答)

産地パワーアップ計画に定めるところにより作成した事業計画であって、地域協議会長等により産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要な取組として承認されたものである。

(問 66) 産地パワーアップ計画と人・農地プランの関係いかん。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画は、収益力強化を図るためのコスト削減や販売額増を内容とする産地の戦略である一方、人・農地プランは、人と農地の問題を解決するため、今後の中心となる経営体等を定めるものであり、両者では、策定目的が異なっている。
- 2 ただし、産地パワーアップ計画については、目標の達成に必要な産地の中心的な経営体等を位置づけることとしており、人・農地プランとの整合性がとれるよう策定していただきたい。

(問 67) 取組目標とは何か。

(答)

- 1 取組主体事業計画には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要な「取組目標」を設定することとしている。
- 2 取組主体事業計画は、産地パワーアップ計画の成果目標（生産コストの10%以上の削減等）の達成に必要な取組として位置づけられるものであり、具体的な要件については、都道府県ごとに都道府県事業実施方針に明記することになる。

(問 68) 現状維持の取組は許容されるのか。

(答)

取組主体事業計画は、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要な取組として位置づけられるものである。

このため、現状維持の取組は不可である。

※ 取組主体事業計画には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要な「取組目標」を設定（具体的な要件については、都道府県ごとに都道府県事業実施方針に明記。）。

(問 69) 農業者が機械リースのほか施設整備に取り組むことも可能か。

(答)

可能である。

ただし、個人の農業者が施設整備を行う場合は、

- ① 青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
- ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていることを要件としている。

## 【事業内容】

### ○ 全般

(問 70) 本事業の助成対象及び補助率いかな。

(答)

- 1 整備事業の助成対象施設及び補助率については、強い農業づくり交付金の耕種作物共同利用施設整備と同じ。
- 2 基金事業（うち生産支援事業）の補助率については、
  - ① 農業機械等の導入及びリース導入支援については本体価格（消費税除く）の1/2以内
  - ② 果樹の同一品種の改植（注）については定額（一部は1/2以内）
  - ③ 生産資材等の導入支援については資材費の1/2以内
  - ④ 弾丸暗きよ、明きよの作業労賃（注）については1/2以内としている。

（注）自家施工による費用分は補助対象外。
- 3 また、基金事業（うち生産支援事業）の助成対象については、
  - ① 農業機械等の導入及びリース導入支援については、農業専用機械等であって本体価格（消費税除く）が50万円以上のもの
  - ② 生産資材等の導入支援については、農業に用いる資材であって、複数年にわたってその効果が発現するもの（肥料、農薬及び原木等の消費財は除く）を助成対象とすることとしている。
- 4 基金事業（うち効果増進事業）の補助率については、
  - ① 計画策定等に必要な会議開催費用
  - ② 技術実証に必要な経費等について、定額（1/2相当）としている。

(問 71) 整備事業を行う場合において、強い農業づくり交付金と産地パワーアップ事業ではどのような違いがあるのか。また、すみ分けはあるのか。

(答)

- 1 強い農業づくり交付金は産地の大規模・中核的施設の整備を中心に活用されることを想定している。
- 2 一方、産地パワーアップ事業は産地の多種多様な取組をソフト・ハード一体的に総合的に支援するものであり、非破壊検査器などの内部設備等の機動的な施設整備を中心に活用されることを想定している。

(問 72) 内部設備を基金事業（うち生産支援事業）により農業機械導入又は農業機械リース導入することは可能か。

(答)

- 1 簡易なビニールハウスの内部設備については、基金事業（うち生産支援事業）により農業機械導入又は農業機械リース導入することは可能である。
- 2 低コスト耐候性ハウスや集出荷施設等の整備事業の対象施設の内部設備については、原則として、基金事業（うち生産支援事業）により農業機械導入又は農業機械リース導入はできないものとする。

(問 73) 民間事業者も取組主体となることから、自社調達を行う場合の利益排除の考え方を明確にするべきではないか。

(答)

本事業は、強い農業づくり交付金対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8263 号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知）を準用することとしている。

(問 74) 農産物加工処理施設のうち、加工施設の補助対象基準において、「茶の加工施設を食品事業者が整備する場合とあるが、食品事業者とはどのような者をいうのか。

(答)

茶の製品の製造又は製造小売を行う民間事業者をいう。

(問 75) 国の支援と併せて、都道府県や市町村が支援を行うことは可能か。

(答)

可能である。

(問 76) 本事業における事業着手はどの時点になるのか。

(答)

- 1 施設整備においては、入札の公告など対外的に事業名を掲げて施工業者等を募集する時点を事業着手とする。
- 2 他方、農業機械のリース等においては、契約された時点で着手となる。

(注) 取組主体は、自己の責任において、実施要領第 11 の交付決定前に一般競争入札等を行うことが可能。

この場合、取組主体は、

- ① 都道府県知事に対して交付決定前着工届（基金事業（生産支援事業及び効果増進事業）の場合は交付決定前着手届（様式自由））を提出（ただし、取組主体事業計画の承認後に限る。）するとともに、



- ② 交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。都道府県知事は、取組主体から交付決定前着工届の提出を受けた場合は、地方農政局等に写しを報告するものとする。

(問 77) きのこと、山菜類を対象とした理由いかん。

(答)

- 1 きのこと、山菜類は、森林原野を起源とする生産物であるという理由から、これまで特用林産物として産地パワーアップ事業の対象外としてきたところである。
- 2 しかしながら、最近では、農業者が複合経営の一環として他の農作物と複合的に経営を行い、肥培管理を行って栽培されるものもあり、農業者の経営に欠かせないものとなっていることから、今般、支援対象とすることとしたところである。

(問 78) きのこと、山菜類を対象とする場合は、どのような取組や施設が支援対象となるのか。

(答)

- 1 支援対象となる取組は、農業者等が、複合経営の一環として、
  - ① 他の作物と複合的に経営
  - ② かつ、肥培管理を行い栽培を行う場合とする。
- 2 他方、支援対象施設は、
  - ① きのは、生産技術高度化施設（うち、高度技術導入施設）
  - ② 山菜類は、生産技術高度化施設のほか、農産物処理加工施設、集出荷施設等を対象とする。

(問 79) きこの対象施設を、生産技術高度化施設（うち、高度技術導入施設）とする理由いかん。

(答)

- 1 「きのこ栽培」は、農業者等が複合経営の一環として他の農作物と複合的に経営を行い、肥培管理を行って栽培されるものもあり、農業者の経営に欠かせないものとなっている。
- 2 このような状況を踏まえ、農業者の複合経営を支援する観点から、生産関連施設として、生産技術高度化施設（うち、高度技術導入施設）を支援対象としたところである。

(問 80) 山菜類の対象施設を、生産技術高度化施設のほか、農産物処理加工施設、集出荷施設等とする理由いかん。

(答)

- 1 山菜類は、「野菜」として取り扱うこととしており、
  - ① 出荷に当たっては水煮、缶詰、漬物等多様な処理工程が必要であること
  - ② また、これらの加工品の販売は農業者の安定した所得確保・産地の活性化に資すると考えられること

から、農産物処理加工施設、集出荷施設等を支援対象としたところである。

- 2 一方、きのこは、「その他地域特産物」として取り扱うこととしており、加工品の主流が乾しいたけとなっている中で、現時点においては、複合経営に必要となる農産物処理加工施設や集出荷施設等の整備に対するニーズは限定的と考えられることから、当面はこれらの動向を注視することとしたい。

(問 81) 法人が、農業者に貸し出すことを目的として、施設を整備することは可能か。

(答)

- 1 貸し出し先農家が、複合経営を行っている等の要件を満たす場合は可能である。
- 2 他方、法人が特用林産物を生産し、当該法人の従業員が自らの経営として水稻等を生産する場合は、当該法人及び従業員の経営は別々であることから、それぞれの取組は、複合経営に当たらないため、支援対象外である。

(参考) 「複合経営」の考え方

具体例		要件の可否
法人Aが水稻と特用林産物を生産し、自ら販売	○	法人Aの経営は、水稻と特用林産物の複合経営に該当する。
法人Aが特用林産物のみを生産し、法人Aの従業員Bが自ら水稻経営を実施	×	法人A及び従業員Bの経営は別々であり、それぞれ複合経営に該当しない。
法人Aが特用林産物のみを生産し、自ら販売	×	法人Aは特用林産物の単一経営であり、複合経営には該当しない。

(問 82) 任意組織として、4戸が特用林産物、1戸が他の作物の生産に取り組む場合も支援対象となるのか。

(答)

- 1 任意組織（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体）として経理を行っている場合は、5戸は1つの経営となり複合経営に当たることから、支援対象となる。
- 2 他方、任意組織の5戸が個々に経理を行っている場合については、複合経営に当たらないため、支援対象外となる。

(問 83) 法人が取組主体となり、農家に貸し付けることを目的として施設を整備する場合、都道府県は、法人の貸付先農家が複合経営であることをいつまでに確認する必要があるのか。

(答)

都道府県は、産地パワーアップ計画の承認申請までに、複合経営農家であること（新規就農者の場合は、事業実施年度内に複合経営が行われることが確実と認められること）の確認を行うこととする。

(問 84) これまで産地で生産したことのない特用林産物の生産に取り組む場合であっても、本事業の支援対象となるのか。

(答)

- 1 支援対象となる。
- 2 ただし、これまで産地で生産したことのない全くの新規作物の生産はリスクも高いことから、都道府県においても、
  - ① 新規作物の生産の実現可能性
  - ② 事業効果等について十分検討し、効果的な事業実施に万全を期す必要がある。

(問 85) 複合経営に占める「他の作物」の割合（販売量や販売額の割合）に、下限はあるのか。

(答)

複合経営に占める「他の作物」の割合は問わないが、「他の作物」は販売目的で生産されるものである必要がある。

(問 86) 菌糸発生施設は支援対象となるのか。

(答)

菌類栽培施設又は菌床製造施設と一体的に整備する場合は、支援対象とする。

(問 87) きのこと栽培施設の上限事業費として、「菌類栽培施設」と「菌床製造施設」があるが、「菌糸発生施設」は、どちらに該当するのか。

(答)

「菌糸発生施設」の上限事業費は、一体的に整備する「菌類栽培施設」又は「菌床製造施設」の上限事業費とする。

(問 88) 全ての特用林産物を助成対象としないのか。

(答)

- 1 特用林産物は、主として森林原野において生産されてきた産物で、一般用材を除く品目の総称であり、多種多様に及ぶところである。
- 2 このため、本事業においては、特用林産物のうち、食用として栽培され一般的に流通しているきのこ、山菜類のうち、農業者が複合経営の一環として複合的に経営を行うものであり、かつ肥培管理を行って栽培しているものを、助成対象としている。

(問 89) 山菜類にはどのような品目があるのか。

(答)

山菜類に含まれるものは、たけのこ、わさび、わらび、ぜんまい、たらのめ、ふきのとう等がある。

(参考) 特用林産物生産統計調査

[http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tokuyo\\_rinsan/](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tokuyo_rinsan/)

(注) 統計では、たけのこ、わさびは山菜には含まれないが、山菜類には含まれる。

(問 90) きのこと、山菜類を対象とする場合の留意点は何か。

(答)

- 1 きのこと、山菜類は、森林原野を起源とする生産物であることから、林野部局の補助金等でも支援を行っているところである。
- 2 このため、予め、林野部局と農業部局で十分に調整を行っていただきたい。

(問 91) 水わさびは支援対象となるのか。

(答)

水わさびは、山菜類に含まれることから、実施要綱、要領等の要件に合致すれば、支援対象となる。

(問 92) 内部設備としてフォークリフト等の整備は可能か。

(答)

専用機械であり、施設の運用に不可欠なもの（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフト）については、整備事業、基金事業（うち生産支援事業）のどちらでも助成対象となり得る。

(問 93) 面積要件は実面積か。それとも延べ面積か。

(答)

特に断りのない限り、実面積である。

(問 94) ブロックローテーション（水稲、大豆、麦）の場合の面積要件は、どうなるのか。

(答)

産地パワーアップ計画の対象作物のうち、最も大きい面積でみる。  
例えば、水稲、大豆、麦で取り組む場合は、50ha（水稲の面積要件）（注）をクリアできれば可とする。

(注) 北海道の場合は、60ha（麦の面積要件）をクリアすることになる。

(問 95) 基金事業（うち生産支援事業）で導入又はリース導入する農業機械や購入する生産資材は、どのように管理するべきか。

(答)

都道府県事業実施方針等に基づき、適切に管理されるべきと考える。

(注) 本事業は、産地としての収益力強化に取り組む地域の取組を支援するものであり、目標年度以降も、継続して取り組むことが基本。

## ○ 整備事業

(問 96) 施設の単純更新は不可ということによいか。

(答)

施設の単純更新は不可である。

ただし、既存施設の再編合理化に取り組む場合は、強い農業づくり交付金と同様の運用とする。

(問 97) 農業者が取組主体となり得ることから、整備事業により施設整備を行う場合の営農継続性の担保は必須とすべきではないか。

(答)

個人の農業者が施設整備を行う場合は、

- ① 青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
- ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていることを要件としている。

(問 98) 整備事業を行う場合、都道府県等の附帯事務費は助成対象となるのか。

(答)

整備事業を行う場合における都道府県等の附帯事務費の取扱いについては、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」を準用することとしており、交付対象となる附帯事務費の額は、対象となる整備事業に要する総事業費に1%を乗じて得た額の1/2以内となる。

(問 99) 優先枠（中山間地域の体制整備）の考え方がいかに。

(答)

中山間地域の体制整備については、優先枠（中山間地域の体制整備）を活用し、中山間地域所得向上支援事業と連携する取組について、

- ① 面積要件の撤廃
- ② 上限事業費の通常比1.3倍

という措置を講じている。

(問 100) 農業法人が、過去にJAが整備したカントリーエレベーターの受益地内で、産地パワーアップ事業を活用して新たにライスセンターを整備することは可能か。

(答)

- 1 農業法人が、JAによるカントリーエレベーターの利用に関する意向調査等において、カントリーエレベーターを利用しないこととしていた場合は、新たにライスセンターを整備することは可能である。
- 2 他方、農業法人が、JAによる意向調査等において、カントリーエレベーターを利用することとしていた場合は、原則として、新たにライスセンターを整備することはできないこととする。
- 3 しかしながら、JAが整備したカントリーエレベーターが長期間（10年間）を経過し、都道府県として地域農業の活性化を図る上で必要な整備であると説明できる場合は、新たにライスセンターを整備することも可能とする。
- 4 ただし、いずれの場合においても、農業法人とJAは、農業法人がカントリーエレベーターを有効利用することについて予め相談することとし、JAは農業法人がカントリーエレベーターを利用しやすくなるような条件（大口割引、サイロ貸出等）を検討することとする。
- 5 また、JAは、カントリーエレベーターの受益地内において、農業法人が新たにライスセンターを整備することとなった場合においては、新たな利用者を募る等により稼働率が下がらないように努めるものとする。

(参考) 過去に整備したJAのカントリーエレベーターの受益地内において、農業法人が新たにライスセンターを整備する場合の考え方

	カントリーエレベーターの整備後	
	10年未満	10年以上経過
農業法人が、JAの意向調査等でカントリーエレベーターを利用することとしていた場合	整備できない	整備できる（地域農業の活性化を図る上で必要な整備であると説明できる必要）
農業法人が、JAの意向調査等でカントリーエレベーターを利用することとしていなかった場合	整備できる	整備できる

## ○ 基金事業 ＜生産支援事業＞

(問 101) 農業機械等とは、どの程度のものまで助成対象となるのか。

(答)

- 1 本事業における農業機械等とは、それ単体（農業機械のアタッチメントを含む。）で一定の仕事をするもので、かつ効果が複数年にわたり発揮される機械・器具であり、本体価格（消費税除く。）（希望小売価格）が50万円以上であることが必要である。

2 助成対象としない取組は、

- ① 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組
- ② 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
- ③ 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- ④ 本体価格（消費税除く。）（希望小売価格）が50万円未満の機械（農業機械のアタッチメント含む。）の導入及びリース導入に対する助成としている。

3 都道府県ごとの助成対象機械は、都道府県事業実施方針に定めることとなる。

（問 102）GPSの基地局設置は可能か。

（答）

農業用に活用する場合は、導入又はリース導入することが可能。

※ 設置のための鉄塔（柱を含む）、建物は助成対象外。

（問 103）機械の単純更新は不可ということでしょうか。

（答）

不可である。

助成対象とする取組は、産地の収益力強化に向けた機械の大型化や高度化を想定している。

（注）機械等の導入助成の対象は、上記に加え、

- ① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な機械等
- ② 又は、「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる機械等（当該地域において導入事例の無い機械等に限る。）に限るものとする。

（問 104）取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入することは可能か。

（答）

- 1 可能である。この場合、貸付けを行う者は、実施要領の別紙1の1の（5）のイに基づき、必要な手続きを行うとともに、適正な賃借料を設定するものとする。
- 2 他方、機械リース導入の場合は、再リースとなることから不可である。

（問 105）果樹の改植を行う際の技術的要件いかな。

（答）

- 1 すでに改植を行う園地で導入されている又は改植を行う年度内に導入する次のような技術を想定している。これら以外であっても、同等の効果が見込まれれば、本技術に該当すると

認められる。

- 2 いずれの場合であっても、これらの技術が、産地パワーアップ計画の目標達成につながるものである必要があり、当該技術については、取組主体の事業計画に記載することになる。
- また、これらの技術が導入される（ている）ことを示すことができるよう、写真や伝票等を用意しておく必要がある。
- ① 収量向上のほか、外観向上が期待される、病気に強い台木を使用する等の「苗木の変更」
  - ② 適切な防除が可能となるほか、日当たりも良くなり、着色や糖度の向上が期待される、防除機械が進入可能な植栽間隔とする等の「栽培方法の変更」
  - ③ 土層改良や排水性改善、根張りを良くすることにより、収量向上のほか、糖度向上等が期待される、天地返しや土壌改良資材の施用等の「栽培環境の改善」

(問 106) 果樹の改植の対象となる品種の選定はどのように行うのか。

(答)

- 1 都道府県において、要領に定める要件（留意事項）を満たす品種の中から、改植の対象としようとする品種を選定して、都道府県事業実施方針に記載し、産地パワーアップ計画においても、同方針に記載された品種の中から、要領に定める要件を満たす品種を記載させることになる。
- 2 対象品種の要件である、競争力のある品種については、次のいずれかに当てはまる場合に認められる。これら以外であっても、同等の競争力があると見込まれる品種であれば、本要件に該当すると認められる。
  - ① 現在、当該都道府県から輸出が行われている品種（品種名を示して輸出先で販売されているかは問わず、規格外品、無選別品が輸出されている場合を除く。）
  - ② 当該都道府県で育成又は普及した品種であって、他の地域、他の品種と差別化され、品種名を示すなどしてブランド化がなされている品種
  - ③ 当該品種の栽培面積について、全国シェアが一定割合以上（全国の栽培面積のおおむね5%以上）あり、かつ、当該都道府県において一定割合以上（当該品目全体の栽培面積のおおむね1割以上）を占める主要品種であること。
- 3 なお、対象品種の選定に当たっては、目標期間（10年後）後に成果目標が達成できると見込まれる品種であるかについても十分検討することが重要である。

(問 107) パイプハウスの施工費は助成対象となるのか。

(答)

パイプハウスに対する助成は資材費のみであり、施工費は対象外である。

(問 108) 園芸施設の助成対象はどのようなものがあるのか。

(答)

- 1 本事業の助成対象は、都道府県事業実施方針に定めることとしている。
- 2 例えば、
  - ① 整備事業は、低コスト耐候性ハウス等の整備及び当該ハウスに必要な栽培装置の導入



- ② 基金事業（うち生産支援事業）は、  
ア ビニールハウスへの機械・設備の導入及びリース導入（いちごの高設栽培システム、電照設備、ヒートポンプ等）  
イ 資材費（パイプハウスのパイプや被覆資材等）  
等を助成対象とすることが可能である。

（注）施設園芸における「省エネ設備」の導入及びリース導入は、循環扇及びこれと一体的に導入する温度センサー及び制御装置を一式で助成対象とすることも可能。

（問 109）資材費として、パイプハウスのパイプなどを助成対象としているが、どの程度のものまで助成対象となるのか。

（答）

- 1 本事業において、物（ハウス等）を作るための材料・部材であり、そのもの単体では機能しないもので、自力施工を前提とし、かつ施工することにより効果が複数年にわたり発揮されるものであることを説明できる場合は、資材費として助成対象とすることが可能である。
- 2 他方、鋼材やコンクリート等を使って専門の業者が組み立てを行わなければならないようなハウスなどは助成対象外である。

（注）都道府県事業実施方針に、助成対象とするパイプハウスの規格・形式等を定めることも可能である。

（問 110）産地パワーアップ事業で行う改植について、従来の果樹対策との棲み分けはどのようなになっているのか。

（答）

- 1 従来の果樹対策（果樹農業好循環形成総合対策事業）は、需要の変化に応じて高品質な果実を安定供給するために、優良品目・品種に転換するための改植を行うものである。  
（例：りんご「紅玉」→「シナノスイート」、はっさく→デコポン）
- 2 一方、産地パワーアップ事業は、産地の体質強化に向けて、競争力のある品種の果樹について、老木化して生産性が落ちた樹園地の若返りを図り、生産性を回復させるために植え替えを支援するものであり、事業目的、支援対象が異なる。  
（例：りんご「ふじ」→「ふじ」、みかん「青島温州」→「青島温州」）

（問 111）本事業開始前に契約を行ったリース契約は助成対象となるか。

（答）

実施要領第 11 の交付決定前に契約を行ったリース契約は対象とならない。

（問 112）事業申請前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいか。

（答）

- 1 取組主体事業計画書の作成に当たっては、機械の利用面積等により能力・台数を決め仕様

書に定めて、複数より求めた概算見積書にて最低価格であったメーカーや型番に決定しておく必要がある。

- 2 取組主体事業計画書の承認を受けた後、当該見積もりで選定したメーカー・型番を基に、リース事業者と契約を行うことになる。

(問 113) 優先枠（ICTやロボット技術等の先端技術導入）の考え方いかん。

(答)

- 1 生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するICTやロボット技術等を活用した取組を支援するため、優先枠を設けて積極的に支援することとしている。
- 2 具体的には、事業効果の発現が見込まれる
  - ① 農業機械の自動操舵システム
  - ② 農薬散布等用無人航空機（マルチコプターを含む）
  - ③ ほ場・土壌情報管理システム等の取組に対する支援を想定している。

(問 114) 機械の導入助成の要件いかん。

(答)

機械の導入助成は、

- ① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業機械等
  - ② 又は「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる農業機械等（当該地域において導入事例の無い農業機械等に限る。）
- の、公共性を説明できる取組に限り、支援対象としている。

(問 115) 機械の導入助成を申請する場合、経営面積や作業受託面積は、どこまで拡大させる必要があるのか。

(答)

- 1 経営面積や作業受託面積の拡大率は、地域の状況により異なるものと考えている。
- 2 機械導入の公共性については、都道府県が対外的な説明責任を踏まえた上で判断することになる。

(問 116) 中古機械の導入助成の要件いかん。

(答)

- 1 法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上の農業機械等については、都道府県が必要と認める場合に限り支援対象にしている。
- 2 都道府県においては、中古機械の故障により事業中止とならないよう、都道府県事業実施方針に承認基準を設定するなど適切な運用に努めていただきたい。

(問 117) 農業機械等の導入助成の場合に、既存機械の処分益を補助対象経費から控除する必要があるのか。

(答)

農業機械等の導入助成の場合については、「補助事業等における精算の取扱いについて（昭和 57 年 10 月 26 日付け農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、下取りが行われた場合又は既存の機械の処分益が発生した場合には、下取り価額又は処分益を補助対象経費から控除する必要がある。

(問 118) 中古農業機械等の導入及びリース導入の場合も、一般競争入札又は複数の業者による見積もり合わせは必要か。

(答)

必要である。

(問 119) 農業機械等の導入及びリース導入の留意事項として、動産総合保険等の加入を共通の要件としているが、どのようなものか。

(答)

民間の保険会社、農業共済組合及び J A 等が取り扱っている動産総合保険等を想定している。

(参考)

<保険等名>

動産総合保険、自動車保険

農機具共済

自動車共済

<取扱者>

民間の保険会社

農業共済組合

J A 共済 等

※ 都道府県は、事業実施状況報告時等において、農業共済及び動産総合保険等に加入していることの確認が必要。

(問 120) 取組主体事業計画（リース導入助成）の申請・承認後に、機械導入助成に変更することは可能か。

(答)

次の条件をクリアできる取組主体は、可能と考える。

- ① 国費相当額が計画変更前の金額を超えていないこと。
- ② 都道府県知事に、リース事業者が取組主体事業計画の取り下げの同意を得ている旨の書類を提出できること。

(問 121) 動産総合保険の保険料は、支援対象となるのか。

(答)

保険料や消費税は支援対象外である。

(問 122) 事業実施主体は、中古機械の適正性をどのように判断すべきか。

(答)

都道府県は、中古機械の適正性を確保するため、

- ① 法定耐用年数期間内の使用（走行距離等も踏まえ判断）
  - ② 価格の適正性（同型等の相場、動産総合保険の時価評価額又は農業機械等の価格等に関して専門的知見を有する者（注）の意見を聞いた上で判断）
- について、十分に検証するものとする。

(注) 中古農業機械査定士制度関係機関

全国農業協同組合連合会、一般社団法人日本農業機械化協会、全国農業機械商業協同組合連合会、都道府県中古農業機械査定士協議会

(問 123) 基金事業（生産支援事業）で、機械や資材を購入する場合の助成金の支払いは、精算払いとなるのか。

(答)

- 1 販売店からの請求額を確認（入札関係書類、発注書、納品書及び請求書）した上で、精算払いにより助成金を支払うことを基本とする。
- 2 また、概算払いを行う場合は、以下のすべてを確認するものとする。
  - ① 販売店に対する助成金の支払が、
    - a 本事業の助成金を入金する専用口座を開設（注1）
    - b aの専用口座に支払予定額のうち、助成金を除く差額分の残高があることを確認（概算払請求時の直近の口座の残高欄の写し等（注2）で確認）等により、適正かつ確実に行われると見込まれること
- ② 「機械又は資材の納品時の検収」及び「販売店からの請求書の記載内容から支払期限の確認（注3）」が行われていること

(注1) 販売店への代金支払に支障を来たさない場合（口座から他の用途への「引き落とし」が無い場合等）は、この限りではない。

(注2) 金融機関発行の借用証書、農業経営基盤強化準備金取崩額の証明書等の写しを含む。

(注3) 取組主体の口座に入金後、速やかに販売店への支払が行われるよう「販売店への支払期限」も確認するものとする。

(問 124) 基金事業（うち整備事業）について、①入札残額、②実績額が概算払額を下回った部分の差額、は基金管理団体に返納するのか。

(答)

- 1 入札残額は、基金管理団体の減額交付決定を受けることにより、都道府県内の新たな取組に活用することが可能となる。
- 2 他方、実績額が概算払額を下回った部分の差額については、基金管理団体に返納することになる。

(問 125) 機械の導入助成は、公共性を説明できる取組は支援対象とするということであるが、「機械の共同利用」は支援対象とすることは認められるのか。

(答)

新たに、中心的経営体（受け手）が複数農家（出し手）から機械作業等を集約した上で、機械を共同利用する取組は、支援対象になり得ると考える。

### <効果増進事業>

(問 126) 計画策定経費の使途いかん。

(答)

1 計画策定に要する経費は、

- ① 旅費（協議会構成団体に属する職員、外部専門家に対する旅費）
- ② 報償費（講師謝礼等）
- ③ 需用費（消耗品費、印刷製本費）
- ④ 使用料賃借料（会場借上料等）

としている。

2 産地パワーアップ計画の策定を担う地域協議会等の構成員や外部専門家などに対する支援であり、農業者に対するお茶代等は助成対象外である。

(問 127) 基金事業（うち効果増進事業）の「技術実証」は、具体的にどのような取組に対する助成を想定しているのか。

また、取組要件は、「生産コストの10%以上の削減」又は「販売額の10%以上の向上」に資する取組であれば可ということによいか。

(答)

1 産地の収益力強化に向けた取組であって、地域で初めて導入する機械の効果検証や活用マニュアルづくり等を想定している。

2 地域における「生産コストの10%以上の削減」又は「販売額の10%以上の向上」に向けた実証機械のリース導入等（注）に対する支援であり、基本的には、本事業の実施期間内における本格導入（基金事業（うち生産支援事業））を想定している。

（注）技術実証の取組は、機械レンタル（2年以内）を想定している。

(問 128) 基金事業のうち効果増進事業は産地パワーアップ計画に含まれないということによいか。

(答)

そのとおりである。

基金事業のうち効果増進事業は、都道府県事業計画書に位置付けられるものである。

## <その他>

(問 129) 基金事業で施設整備を行うことは可能か。

(答)

国への協議・承認を得た場合に限り施設整備を行うことが可能である。

## 【事務手続】

(問 130) 事業の活用を希望する場合、どこに相談すればいいのか。

(答)

- 1 事業内容に関する質問は都道府県に相談いただきたい。
- 2 また、実際に事業を活用する場合は、産地パワーアップ計画に位置づけられる必要があるため、その策定主体である地域協議会等に相談いただきたい。

(問 131) 取組主体への助成金の支払いは精算払いか。

(答)

原則、精算払いである。  
ただし、都道府県知事が、事業の執行上、特に必要と判断する場合は概算払いを可能としている。

(問 132) 交付対象事業の公表は、取組主体、地域協議会等及び都道府県ごとにホームページ等を通じて行うということによいか。

(答)

強い農業づくり交付金に準じて行うこととする。

(問 133) 消費税は助成対象となるのか。

(答)

- 消費税は、
- ① 消費税の課税事業者
  - ② 農業者の組織する団体のうち、任意組織の構成員である農業者が課税事業者
- は、助成対象外となる。

(注) 原則、事業計画書等の事業費には、基金事業（うち生産支援事業）の「農業機械等の導入及びリース導入」を除き、消費税を含めるものとする。

(問 134) 他国の補助事業に取組んだ又は現在取組んでいる地域や生産者が、本事業を活用する際の留意点いかな。

(答)

- 1 他国の補助事業で補助対象とした取組及び補助対象としている取組に対して、二重に補助することはできない。
- 2 そのため、取組の設定に当たっては、各補助事業の目的、補助対象を明確にしておくよう留意する。

(例) 他国の補助事業で平成 27 年度に支援を受けて、農業機械等の導入及びリース導入した機械に対する助成等。

(問 135) 想定している補助金返還の例はどのようなものか。

(答)

事業趣旨に反することが明確な場合に返還を求める考えである。

(例)

- ① 施設整備等に当たって、一般競争入札等を行わず、恣意的に 1 者と契約し、見返りにバックマージンを得ていた。
- ② 取組主体が施設等を処分制限期間内に常時目的外使用していた。
- ③ 取組主体が機械や資材等事業で取得したもの全部もしくは一部を転売し利益を得ていた。
- ④ 取組主体が取組主体事業計画と反する行為を意図的に行う等、事業計画の実施体制が実質的に破綻してしまった。

(問 136) 実施要領第 10 の 5 の (4) の、都道府県知事が都道府県事業計画の取組内容等を変更することができる範囲はどこまでを指すのか。

(答)

- 1 実施要領第 10 の 5 の (4) のイの地方農政局長等の変更承認が必要となる事業内容の変更は、産地パワーアップ計画又は取組主体事業計画の新設、変更又は廃止の場合とする。
- 2 また、同要領第 10 の 5 の (4) のウの取組主体事業計画の変更は、
  - ① 事業の中止又は廃止
  - ② 取組主体の変更 (整備事業に限る)
  - ③ 取組主体における事業費の 30% を超える増又は国庫補助金の増、若しくは事業費又は国庫補助金の 30% を超える減 (整備事業に限る)とする。
- 3 他方、地方農政局長等の変更承認を必要としない取組内容の変更は、1 及び 2 以外の変更であり、実質的な取組内容に変更がないものとする。

(問 137) 本事業における交付決定とは何か。

(答)

- 1 都道府県知事は、都道府県事業計画を地方農政局長等に提出し承認を受ける。
- 2 基金事業にあつては、都道府県知事は、基金管理団体に対して都道府県助成金交付申請書を提出し、交付決定の通知を受けることになる。  
なお、基金管理団体が行う交付決定は、予算の範囲内で毎年度行うこととなる。
- 3 国の間接補助事業により行う整備事業にあつては、都道府県知事は地方農政局長等に補助金交付申請書を提出し、交付決定の通知を受けることとなる。  
なお、地方農政局長等が行う交付決定は、予算の範囲内で行うこととなる。

(問 138) 例えば、28 年度に計画承認された産地パワーアップ計画（複数年計画）（28 年度：1 億円、29 年度：1 億円）があるとした場合、交付決定はまとめて行うのか。それとも、毎年度行うのか。

(答)

- 1 原則、毎年度の予算の範囲内で都道府県事業計画（複数年分の産地パワーアップ計画を含む。）を承認することになる。
- 2 また、実施要領第 11 の交付決定は予算の範囲内で毎年度（28 年度：1 億円、29 年度：1 億円）行うこととなる。
- 3 なお、国の間接補助事業により行う整備事業にあつては、地方農政局長等が予算の範囲内で交付決定を行うこととなる。

(問 139) 例えば、28 年度に計画承認した産地パワーアップ計画（事業実施年度：28 年度）に、29 年度に新たに取組主体事業計画を追加する場合は、追加する部分のみ承認を受けることになるのか。

(答)

- 1 地方農政局長等は、28 年度に計画承認した都道府県事業計画に追加分を加えた都道府県事業計画を 29 年度に再承認する。
- 2 再承認した都道府県事業計画について、追加された取組主体事業計画分の額を、29 年度新たに交付決定を受けることとなる。

(問 140) 産地パワーアップ計画の実施期間 3 年のうち、初年度に取組がなく、2 年目以降の取組が位置づけられている場合について、承認することは可能か。

(答)

- 1 基金事業に限り、計画承認年度に事業実施がない場合においても、計画を承認することは可能である。
- 2 交付決定は、実施要領第 11 の予算の範囲内で事業実施年度に行うこととなる。



(問 141) 都道府県の段階では基金ではないことから、繰越手続が必要となるのか。

(答)

都道府県の事務手続については、都道府県のルールに従い行われることになる。

(注) 県予算の繰越手続は必要と思われる。

(問 142) 都道府県及び地域協議会等の事務費は助成対象となるのか。

(答)

助成対象外である。

(問 143) 整備事業で整備する施設、基金事業（うち生産支援事業）のうち、農業機械等の導入及びリース導入する農業機械等に、対策名を表示する必要はあるのか。

(答)

強い農業づくり交付金に準じて、対策名等を表示いただきたい。

(問 144) 産地パワーアップ事業で取得した財産を担保に供する場合、どのような手続が必要か。

(答)

- 1 産地パワーアップ事業で取得した施設等について、その処分制限期間内に、担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」の定めるところにより、都道府県知事の承認が必要である。また、都道府県知事が承認するときは、あらかじめ基金管理団体の承認を受けなければならない。
- 2 なお、取組主体が産地パワーアップ事業を行うに当たって、助成対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に具体的に記載してある場合は、基金管理団体の審査の結果、交付決定時に併せて承認することも可能としている。
- 3 上記1及び2と同様に、国の間接補助事業により行う整備事業についても、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

(問 145) 農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、本事業の競争入札には参加出来ないということによいか。

(答)

- 1 農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、指名停止の措置等（注）を受けている期間は、本事業の競争入札には参加できない。
- 2 整備事業における工事や、基金事業（うち生産支援事業）における農業機械等の導入及びリース事業の物件の契約・生産資材の導入等を行おうとする場合には、入札に参加しようと

する者（見積り合わせの場合は、見積書を提出しようとする者）に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、指名停止の措置等を受けていないことを必ず確認いただきたい。

（注）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受けた場合であって、同一事案において他者が農林水産省の機関から当該契約の履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。

（問 146）実施要領附則に「この通知の改正前に申請した産地パワーアップ事業の取扱いは、なお、従前の例による。」とあるが、「申請」はどの段階のことをいうのか。

（答）

取組主体事業計画の申請段階をいう。

（問 147）29 年度補正予算を活用して、29 年度に基金事業を実施する場合、28 年度予算に係る交付決定に追加すればいいのか。

（答）

交付申請は年度予算ごとに作成する必要はない。

（問 148）基金事業（うち生産支援事業）の農業機械等の導入に係る地域協議会等の役割いかん。

（答）

- 1 本事業については、施設整備のほか農業機械等の導入も支援対象としており、地域によっては、補助事業者の負担が過大となり、本事業の円滑な執行に影響を与える可能性もあるところである。
- 2 このため、取組主体は、基金事業（うち生産支援事業）で導入する農業機械等の財産管理台帳（写し）を間接補助事業者のほか、地域協議会等にも提出することとし、提出を受けた地域協議会等は、財産管理台帳（写）に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認することとしている。

（注）農業機械等の財産処分の承認は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、間接補助事業者が行うこととなる。

（問 149）事業の実効性を確保するため、地域の担い手の意見が反映されるよう配慮する等の規定を新設しているが、いつまでに体制を構築する必要があるのか。

（答）

- 1 本事業の実効性を確保するため、地域農業再生協議会等に対して、
  - ① 原則、都道府県農業法人協会の会員たる農業法人等を構成員に位置付けるとともに、
  - ② 地域農業再生協議会等の構成員の選定に当たり、地域の担い手の意見が反映されるよう配慮する

等の規定を設けている。

- 2 地域における合意形成や手続きに時間を要することは理解するところであり、次回の地域農業再生協議会の総会（年度当初を想定）までには、新体制を構築していただきたい。

（問 150）実施状況の検証を行うためとして、産地パワーアップ計画書、取組主体事業計画書及び都道府県事業計画書の様式を一部変更しているが、この変更は計画変更の承認を行う必要があるのか。

（答）

- 1 新様式への変更については、実施要領第 10 の 5 の（4）に定める計画書の変更事由に該当しないことから、計画変更の承認は必要ない。
- 2 今後新たに承認する産地パワーアップ計画については、新様式を用いて申請することとする。
- 3 また、既存計画についても、今後の事業実施状況報告から、新様式を用いることとする。

## (別紙1)

## 産地パワーアップ計画の成果目標の考え方

成果目標	比較方法等	面積
生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減	コスト削減効果の比較は、農業者の全生産コスト(注1)で比較。 ただし、集出荷・加工施設(共同利用施設)のみの取組については、集出荷・加工コストで比較することも可能。	一定のまとまりをもって農業生産が行われる範囲
販売額又は所得額の10%以上の増加	単位面積当たりの販売額又は所得額、若しくは総販売額又は総所得額(注2)の増加率で比較。 【イメージ】 ※単位面積当たり販売額の場合 取組前 10万円/10a(水稻10ha)+園芸作物(10ha) ⇒ 15万円/10a(園芸作物20ha) 15万円/10a(園芸作物A品種10ha) ⇒ 20万円/10a(園芸作物B品種10ha) 取組後	【イメージ】 〇〇市〇〇地区(100ha)において、〇〇品目を作付する実面積(50ha)
契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること	取組主体(生産・出荷段階)と実需者(販売段階)との間で取り交わす事前契約(は種前契約、収穫前契約、複数年契約等)。 【イメージ】 取組前 複数年契約率25%(小売用(卸売業者、地域スーパー)) ⇒ 複数年契約率50% は種前契約率50%(業務用(地域外食店、病院・福祉施設)) ⇒ は種前契約率75% 取組後	(注)産地としての説明が可能な場合は、複数のまとまりの合計を産地とすることも可能。
需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%(注3)	大手民間事業者の経営方針等の転換により、当該大手民間事業者と特定産地の販売契約率が100%から0%となり、かつ、他の実需者との新たな販売契約も見込めない品目・品種を転換し、新たな用途で販路を獲得する場合。	
輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加	輸出実績がある場合に限定。輸出向けの出荷量又は出荷額の増加率で比較。	
総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上	新規の取組又は過去5年以内に輸出実績がない場合に限定。出荷額総額に占める輸出向け出荷額の割合の増加率、又は輸出向けの年間出荷量の増加率で比較。	
労働生産性の10%以上の向上	販売額は、成果目標「販売額の10%以上の増加」の場合と同じ。 労働時間は、①直接労働時間(注4)の全て又は、②特定のまとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかを対象として比較。 また、施設を整備する場合は、受益農業者の直接労働時間に施設の従業員の作業時間を加えて比較することが可能。	

(注1) 農業者の現状値又は地域の平均的なコスト等と比較。

(注2) 都道府県が、①地域としての高収益化(収益性の高い品目・品種(単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種)の面積拡大等)や、②全国・地域段階で実需者(市場、食品事業者等)から求められている品目・品種及び用途(国内消費⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等)の販売量の増加につながると判断する場合に限る。

(注3) 本事業の「果樹の改植」は「同一品種の改植」であることから、この成果目標を選択することはできない。また、都道府県事業実施方針に同成果目標を位置づける場合は、品目・品種を明記するものとする。

(注4) 直接労働時間は、経営管理及び間接労働(機械修繕や集落の集会出席など)を除く、農産物の生産・販売のための投下労働時間をいう。

(別紙2)

産地パワーアップ事業による施設及び機械の導入等の考え方

区 分		施設			機械		
		建屋	内部設備等		費用対効果 分析	(ほ場で稼働 するもの)	費用対効果 分析
			内部設備	設置費用			
整備事業(注1)		○	○	○	○	×	×
基金事業 (うち生産支援事業)	機械導入	×	△ (注2) (注3)	×	○	○ (注2)	○
	機械リース導入	×	△ (注3)	×	×	○	×

(注1) 基金事業(うち整備事業)を行う場合は、国への協議・承認が必要。

(注2) 機械等の導入助成の対象は、中心的経営体(受け手)が複数農家(出し手)から機械作業等を集約する取組であって、

① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な機械等(内部設備の機能強化は不可。)

② 又は、「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる機械等(当該地域において導入事例の無い機械等に限る。)の、公共性を説明できる取組に限るものとする。

(注3) 整備事業の対象となり得る内部設備の導入及びリース導入は、原則として、基金事業(うち生産支援事業)の対象外。

(別紙3)

産地パワーアップ計画における価格補正の考え方

【主な考え方】

- ・成果目標で「販売額増加」「所得額増加」を設定する場合の評価については、市場の需給といった外的要因等を排除する観点から価格を補正し、その効果を検証する。
- ・実績数量については補正の対象としない。
- ・予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正は行わない。

○販売額増加の場合

補正後の販売額＝目標年度の実績の販売単価×補正係数×目標年度の実績の数量

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価÷地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

目標達成度＝（補正後の販売額－現状の販売額）÷（目標の販売額－現状の販売額）

価格補正による目標達成度の計算例（成果目標は10%増加、数量は100と仮定する。）

目標年度の 販売単価のパターン	事業地区					地域(県又は国を含む)		補正係数 ⑥＝④/⑤	補正後の販売額 ⑦＝③×⑥×数量	目標達成度 (%) ((⑦-①)/(②-①))
	現状 (事業実施前年度)		目標 販売額 ②	実績 (目標年度の実績)		事業実施 前年度の 販売単価 ④	目標年度の 販売単価 ⑤			
	販売額 ①	販売単価		販売額	販売単価 ③					
事業地区アップ、地域アップ	9,000	90	9,900	14,000	140	105	149	0.705	9,866	96.2
	5,700	57	6,270	6,700	67	81	96	0.844	5,653	-8.2
事業地区アップ、地域ダウン	35,300	353	38,830	44,100	441	389	364	1.069	47,129	335.1
事業地区ダウン、地域アップ	11,800	118	12,980	9,100	91	153	174	0.879	8,002	-321.9
事業地区ダウン、地域ダウン	41,500	415	45,650	40,000	400	321	300	1.070	42,800	31.3
	46,400	464	51,040	41,900	419	403	375	1.075	45,029	-29.6

○所得額増加の場合

補正後の所得額＝目標年度の実績の販売単価×補正係数×目標年度の実績の数量－生産コスト

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価÷地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

目標達成度＝（補正後の所得額－現状の所得額）÷（目標の所得額－現状の所得額）

価格補正による目標達成度の計算例（成果目標は10%増加、数量は100、生産コストは収入の40%と仮定する。）

目標年度の販売単価のパターン	事業地区						地域(県又は国を含む)		補正係数 ⑦＝⑤/⑥	補正後の所得額 ⑧＝③×⑦×数量－④	目標達成度 (%) ⑧－①/②－①
	現状 (事業実施前年度)		目標 所得額 ②	実績 (目標年度の実績)			事業実施 前年度の 販売単価 ⑤	目標年度の 販売単価 ⑥			
	所得額 ①	販売 単価		所得額	販売 単価 ③	生産 コスト ④					
事業地区アップ、 地域アップ	3,600	90	3,960	8,400	140	5,600	105	149	0.705	4,266	184.9
	2,280	57	2,508	4,020	67	2,680	81	96	0.844	2,973	304.0
事業地区アップ、 地域ダウン	14,120	353	15,532	26,460	441	17,640	389	364	1.069	29,489	1088.4
事業地区ダウン、 地域アップ	4,720	118	5,192	5,460	91	3,640	153	174	0.879	4,362	-75.9
事業地区ダウン、 地域ダウン	16,600	415	18,260	24,000	400	16,000	321	300	1.070	26,800	614.5
	18,560	464	20,416	25,140	419	16,760	403	375	1.075	28,269	523.1

(別紙4)

### 成果目標「労働生産性の向上」における労働時間の考え方

#### 【労働時間の考え方】

・ 削減の対象となる労働時間は、

- ① 直接労働時間（経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会出席など）を除く、農産物の生産・販売のために投下される労働時間）の全て
- ② 特定のまとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかとすることができる。

例①－1 直接労働時間の全てを対象とするケース（削減対象の労働時間：1,010時間（玉ねぎ生産農家1戸当たりの例））

育苗 81時間	耕うん・基肥 42時間	は種・定植 182時間	追肥 28時間	除草・防除 98時間	管理 42時間	収穫 199時間	調製・加工 135時間	出荷・販売 203時間
------------	----------------	----------------	------------	---------------	------------	-------------	----------------	----------------

例②－1 他品目との作業競合を解消するため、ほ場における作業時間を合理化の対象とするケース  
（削減対象の労働時間：591時間） $> 1,010$ 時間/2

育苗 81時間	耕うん・基肥 42時間	は種・定植 182時間	追肥 28時間	除草・防除 98時間	管理 42時間	収穫 199時間	調製・加工 135時間	出荷・販売 203時間
------------	----------------	----------------	------------	---------------	------------	-------------	----------------	----------------

例②－2 収穫期以降の作業集中を解消するため、集出荷関連作業を合理化の対象とするケース  
（削減対象の労働時間：537時間） $> 1,010$ 時間/2

育苗 81時間	耕うん・基肥 42時間	は種・定植 182時間	追肥 28時間	除草・防除 98時間	管理 42時間	収穫 199時間	調製・加工 135時間	出荷・販売 203時間
------------	----------------	----------------	------------	---------------	------------	-------------	----------------	----------------



